

自己紹介①

朝日新聞 (87. 9. 27)

ひと

東京の赤坂・六本木再開発で去年完成したアークヒルズを見て、度肝を抜かれたという。空地がたっぷりありコンサートホールもある。それに対し、大阪駅前ビルはシャッターを閉めた店が多く、屋間でも少し気味が悪い。「アークヒルズも、普通の人が住めない超高級マンションができる」と問題はある。しかし、行政主導型の再開発よりは工夫がみられます。都市問題研究会の弁護士らと、各地の再開発事業の現地

全国の都市再開発の実態を調べた

坂和章平さん



松山市生まれ。阪大卒。大阪弁護士会公書対策・環境保全国の都市問題研究会を結成し、代表。38歳。

調査をしたり、全国百三十三カ所のデータを自分の弁護士事務所のパソコンに入力。本来なら、借家人など権利者の

「出ていく住民が少なければいい再開発だ、なんて一面的な見方はしません。しかし、現実は大規模な駅前再開発に引いてくると、住民の多様なニーズにこたえていないことが統計的に表れた感じですね。成功しているのは、文化施設や老人ホームを誘致するなど、都市の持つ多様性を生かしたものです」

研究の成果は二人の仲間と「岐路に立つ都市再開発・弁護士からの実践的プロポーザル」(都市住宅問題委員会)をつくるように呼びかけている。(神戸 武美記者)

自己紹介②

朝日新聞 (95. 2. 10)

論壇



坂和章平

阪神大震災で被災した神戸市は、市街地のほぼ全域六千軒を震災復興促進区域とし、緊急整備条例を作った。計画的な復興を目指すことや、うち六地区では建築基準法八四条に基づいて建築制限(私権の制限)をかけることなどを決めた。西宮市や芦屋市、淡路島北淡町も同様な方針を

①現行法では全壊家屋の借家人は権利が消滅し契約が終了するが、借

民の買い取り請求権を与え、再開発の用地や公営(賃貸)住宅建設地を公的取得する。マンションの建て替え支援のため区分所有権の買い取りも制度化する。譲渡税は軽減する。関東大震災の直後、内務大臣後藤新平が「被災地域全土の買上げ」を提案したことも参考にすべきだ。②事業完成までの個別建て替えの建築

る必要がある。③長田・兵庫など焼失した住宅密集地区は劣悪な住環境を一新する中層共同住宅を中心とした住宅再開発(再開発地区)④倒壊したマンションや共同ビルは単一での建て替えをせず周辺の低層建築物を一体とした再開発制度の創設(共同建て替え・マンション再開発地区)⑤損壊建築物が少ない地区は道路、公園

被災地復興は多様なメニューで

第一に、神戸市はじめ被災市町は被災地全体を震災地域と指定し次の法的効果を与える必要がある。

地借家人の権利の届け出制度をとって特別立法で従前の権利を保障する。指定が決定した被災(りさい)都市借地借家臨時処理法は借家人が建物を建て替えて借地人になる規定や、個別建て替えに固執する点に問題があり運用に工夫が必要だ。③土地建物の地上げの売買防止と積極的な公有地拡大のための自治体に先買権(住

制限は不可欠だ。住民の反対が予想されるが、制限を納得させるに足る良好な復興計画の耐議が望まれる。公有地を中心とした仮設の住宅店舗工場を多数提供し、その間に計画作成を急ぐ。

④被災市町は住民の意向把握に努め、復興のマスタープランを各地区の実情をみて次のイメージで作

等の基盤整備(区画整理地区)③三宮・西宮駅前等業務用ビルの密集地は個別建て替えを容認するが、周辺権利者の要望を聞き公開空地の確保、建物の不燃化共同化を含む地区計画(個別建て替え地区)を立てる。共同住宅の建設を可能とする特定区画整理や持ち家再建不能な住民に公営賃貸住宅を供給する総合住環境

主張・解説

整備事業などの手続きを組み合わせ、基盤整備だけでなく上モノ建設の計画が不可欠だ。事業は各地区内の権利交換を原則とするが、他地区との権利交換(交換)、所有権・借地権・借家権・区分所有権相互の自由な権利交換(異種権利の交換)、公団公社や施行者が認める第三セクターによる金銭への交換(公的取得)など特別立法で多様なメニューを用意し、つなぎ融資・賃料補助も加える。災害に強い街を目指す広域街路公園等の基盤整備は国の補助、④地区の再開発費用は施行者たる市町、区が負担とするが、建物の解体や耐火共同建物の建設は公共的復興事業だから、現行法の国庫補助を賃・量共に特別立法でアップする。住宅ローンの利息免除や公営住宅の賃料免除等の是非は税金の使途として緊急に国民的討議を始めよう。こうした

# 論壇 | 阪神大震災

## 特集 4年目の課題 ④

大震災から三年余が経過した。被災地の復興まちづくりは、④震災直後の三月十七日に決定された都市計画により土地整理・再開発事業を施行する地域⑤建設省が定める制度要綱を活用して行政が共同住宅の建設などを補助する重点復興地域の復興促進区域に指定されたもの実態は自力復興に依存する白地地域⑥の三つに分類されて進んだ。

復興にあたっての合言葉は「協働のまちづくり」。「キーポイント」はまちづくりの協議会であった。

日本の都市計画法制は複雑難解・権力的で事業計画に住民の意見を反映する手続きも裁判で争える可能性は少ない。だが、今度の震災では行政自ら①施行区域と根幹的な都市施設の大枠を定め、細部の計画内容は住民との協議を経て都市計画で定める二段階方式をとる②そのため各地区で「まち協」結成を呼びかけるという異例のものだった。震災前には十二件しかなかった「まち協」が百件以上結成され、住民の手による事業計画の修正案提示と住民間の合意形成に尽力した。復興まちづくりの成否は「まち協」の活動にかかっていたといっても過言ではない。

求められる。

他方、新長田・六甲道等の再開発の行く末は不安が一杯だ。再開発は、低層建物を高層ビルに建て替え、それまでの権利者が持っていた以上の床面積を確保を生み出す。これを売却して事業費に充て、道路・公園などの公共施設を整備するシステムをとっている。だが、今日、バブル期の発想は通用しない。新長田は、低層住宅の密集する約二十万もの既成市街地が商業・



坂和 章平

廊取東、新長田、御菅、松本、六甲道の区画整理が比較的順調に推移したのは何よりこの成果だ。日本のまちづくり史上初、かかも大規模なまち協活動を「協議型まちづくり」の実践例として総括し、発展継承させることが大切だ。ただ区画整理は上モノ(建物)再建には関与しないため、今後の復興は個人の再建努力にかかると。建物の共同化、協議建て替えなどの工夫が

## 都市法体系を国民のものに

業務・住宅四十棟の超高層ビル群に一堂集まるが、この長期不況下、保留床の処分や賃貸住宅の入居見込みは薄い。このまま進めば、高い管理費に加え、同じフロアに喫茶店ばかりが並び、なご商業計画の不在のなか、入居した商店主が八四年、前代未聞の「商人デモ」で施行者の大阪府に抗議した大阪駅前再開発の苦悩と問題点が再現されるだろう。巨大な器づくりだけの再開発は時代遅れで、復興に寄与しないことは明らかだ。ビルの実際の需要予測に基へん縮小、ソフト面を充実させた事業計画への修正が必要だ。専門家からの現実的な具体案の提示が待たれる。

重点復興地域での行政支援による住宅供給は量的には驚異的な進展をみた。しかし、①仮設からの円滑な移行②公営住宅と民間住宅の適切な役割分担③コミュニティの激変した住環境への対応などきめ細かな施策の充実が課題だ。

自力復興を促された、言い換えれば放棄された白地地区は実に被災地の八割を占める。その復興は並大抵ではない。神戸市の兵庫区灘川地区や灘区神前地区など、「まち協」を軸に自主的

な復興計画をまとめた例はあるが、ごく一部だ。自力復興、住民主導のまちづくりは、言うは易い、行は難しい。専門家の支援のほか、住民の自主的な学習と復興意欲の持続が欠かせない。建築家や弁護士ら各種各層の専門家が結集した「阪神淡路まちづくり支援機構」の発足は、まち協活動から派生した貴重な成果だが、白地地区での要望のくみ上げ、適切な専門家の配置は容易ではない。試行錯誤は避けられない。まちづくりを目標とした専門家集団の維持自体、大変な課題だ。

被災した百棟七千戸のマンションは、約九割が補修か建て替えかを選択し、建て替え費用の捻出や負担の合意という難問を解決した。今後は、共同住宅の建て替えを社会性、公共性をもち事業と位置付けの法人格のある建設組合の創設②再開発での適正な権利配分につき、再開発法に準じた「権利交換」手法の採用③融資・補助制度の拡充が課題だ。

最後に戦後五十年、過度に肥大・複雑・技術化した都市計画法を核とする都市法体系を簡素化する作業は、復興まちづくりが注目される今こそが絶好の契機だろう。(大阪弁護士会弁護士)

朝日新聞夕刊のコーナー

## 17歳のころ

坂和 章平 (52) 弁護士



松山にある中高一貫教育の男だけの寮校から1967年、18歳のとき、阪大法学部に入學した。これで親の監督から逃れて一人暮らし、下宿生活に専ら。入ったサークルは裁判問題研究会。名前は学究的だが、実際は学生運動の集積。その影響を受け、以降、私の生活は「活動家」として、ガリ版の自作りのアジ演説に明け暮れた。

大学の単位なんてちよるもの。レポートは自作りよりの簡単。試験も友人から借りたノートで一発OK。でも3回生末になると悩んだ。俺にはサウライマンはしてもム



19歳の秋ハイキングで  
さかお・じよらく 74年大阪弁護士会登録。都市問題で活躍。著書に「実況中継まちづくりの法と政策」など。

り。いこそ組合の専従アルバイトでも...

運命的だったのは、司法試験受験組との出会い。ああ、こんな道もあるのかと知り、彼女との交際につきをけられて学生運動指導部の官僚的な体質に嫌気がさしていた私は突如、方向転換。21歳の誕生日に古本屋で我輩業の「権権論」を購入した。たった一人の受験勉強に入った。この時初めて「禁治産者」なる言葉も知った。そして受験勉強1年半。71年10月、司法試験に合格できた。

短期間合格の秘訣は集中力と要領だが、この能力は間違いない。学生運動で得たものだ。昨今の司法試験は技術偏重の弊害が強い。ロースクールの新設など司法改革の議論もその延長線にある。だが私には、自作りアジ演説の訓練の方が、司法試験予備校をはるかにいっしょに効用があった。今の私の「喋り弁」と「書き弁」としての能力は明らかとその成果だ。



松山出身のまちづくり弁護士

坂和 章平さん (55)



愛媛大学で2年に1回、集中講義で「都市法政策」を教

「都市法」は難解で、法律家が読んでもなかなか理解できない。

今、6月に制定された景観法に注目している。景観法によつて、国から市町村にまちづくりの様々な権限が委任され、強制力のある条例が制定

「青年の夢 育つまちを」



できるようになったからだ。だから、松山市の進める「坂の上の雲のまちづくり」にも期待を寄せている。

「松山市の行政や住民も地方分権の流れの中にある、この法律を理解し、秋山兄弟や正岡子規のような地方都市の

「小旅行だった」。

だが、松山を離れると生活が一変する。大阪大の学生時代は、豊中キャンパスから梅田へ電車で20分乗らないと映画が見られない。司法試験に合格し、東京・湯島にあった司法研修所へ千葉県松戸市の寮から通学に約1時間かかった。「とても不便な町だと思つた」という。

今は大阪地裁・高裁の近くに法律事務所を構える。自宅のマンションは、歩いて30秒の所にある。郊外に住んだ経験もあるが、車を売り、映画館や映画会社の試写室にも自転車を通う。「松山の暮らしを自分流に大阪で実践している」 (神野 武美)

さかわ・しょうへい 愛媛大での集中講義は「実況中継 まちづくりの法と政策 III」(日本評論社)に収録。映画は月10本

のペースで鑑賞し、新聞や雑誌に評論を載せる。「映画を見れば感性を磨きながら法律を勉強することができます」

私の視点 関西スクエア



景観法が6月に制定された。「行政の方向を美しい国づくりに向けて大きく舵を切る」としたとの国土交通省の宣言にはびくり。国立マンション訴訟などの景観訴訟と全国の約500の自治体の景観(まちづくり)条例が、後押ししたのは間違いはない。

坂和 章平 弁護士

どう使いこなすか、住民、市町村は早急に法の理解を深め、6カ月以内の施行に併せて地域の実情に応じた条例を制定すべきだ。

景観法は①自治体が、施策を実施する景観行政団体として、景観計画・景観計画区域を定める、②市町村は都市計画として景観地区を定める、とし、また③景観重要建造物の指定④景観協定、景観整備機構などの制度を創設した。

景観法の第1の目玉は、建築物などの規制を強化できること。従来は高さ制限や敷地面積の最低限度の規制などだったが、今後は景観計画区域、景観地区内でデザイン、色彩など形態意

匠が規制できる。都市再生に名を借りた高層マンションの乱立に歯止めをかける有効な武器になることは確実。また、屋根の形をそろえたり、黒壁に統一したりすることも可能だ。

景観計画区域では届け出・警告制だが、変更命令もある。景観地区はもっと厳しく、都市計画で建築物の形態意匠の制限を必ず定めるものとした上、これに適合させるため、計画認定の制度が創設された。条文のうち「景観地区等」の規定が1年以内の施行とされたのは、実施が難しいと判断されたためだ。

第2の目玉は、多くの領域で条例に権限を委任した

こと。従来の景観条例の多くは法的強制力に乏しい自主条例だったが、景観法が定める23(試算による)の条項を根拠に新たな委任条例が制定できる。

商業地域以外のパチンコ店建設を禁じた市独自の条例に基づいて、兵庫県宝塚市が業者に建設の中止を求め訴訟を起して敗訴したことがあったが、これも過去の話となるはずだ。

財源移譲をめぐって国と自治体は綱引きの最中だが、景観に関しての権限移譲は景観法によって実現した。問題は市町村がこの条例制定権をいかに使いこなすかだ。くれぐれも宝の持ち腐れにはいけない。

◆景観法

住民・自治体で使いこなそう

自己紹介⑦

日本経済新聞・夕刊 (06.11.20)

Interview

インタビュー

法曹の目で映画評論

阿倍野重隆訴訟や阪神大震災の復興などに取り組んできた社会派弁護士坂和章平氏が、映画評論の本を立ち続け出版している。「映画限定四級に合格したばかりの素人」と言うが、法律家の目を通した映画評論は、米国の訴訟や法廷陪審制と日本との違いも明快に示してくる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになれば、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

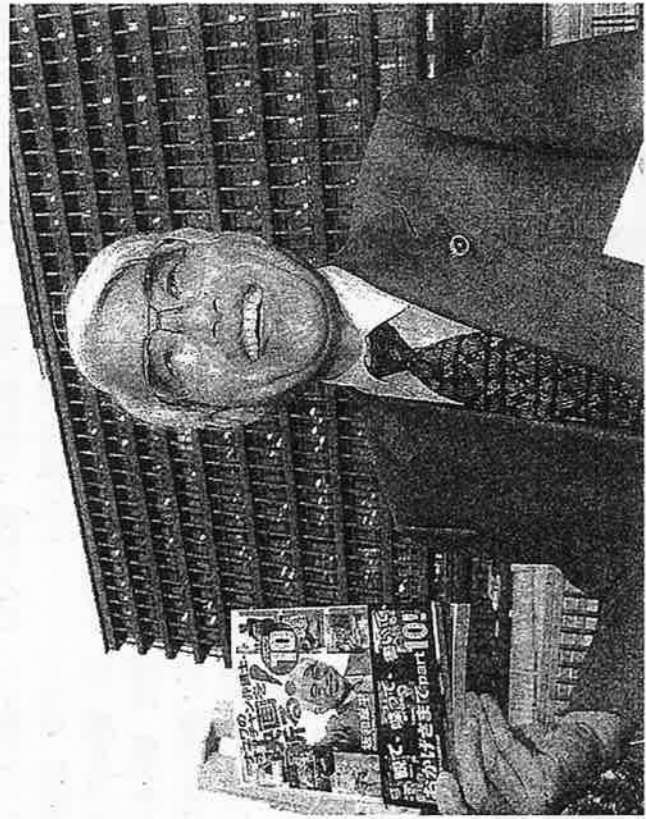
弁護士 坂和章平氏

「今月出版した『SHO-WHILE』シリーズは、すでに十冊目を数えるところで、二〇〇二年に最初の本を出してから四年間で六百以上の映画を見ました。予定どおりペースで出版しています。『映画限定四級に合格したばかりの素人』と言うが、法律家の目を通した映画評論は、米国の訴訟や法廷陪審制と日本との違いも明快に示してくる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになれば、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

「映画限定四級に合格したばかりの素人」と言うが、法律家の目を通した映画評論は、米国の訴訟や法廷陪審制と日本との違いも明快に示してくる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになれば、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

「映画限定四級に合格したばかりの素人」と言うが、法律家の目を通した映画評論は、米国の訴訟や法廷陪審制と日本との違いも明快に示してくる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになれば、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

裁判・法律…身近で学んで



映画評論本も10冊目、予定のすき間で見えた映画は4年で600本以上 (大阪市北区の裁判所前) 写真 米松誠

「特別の法律知識がなくても映画は楽しめる。ただ法廷サスペンスをより楽しむために知っておきたい知識も多々あります。日本では「基本的な権を擁護し、社会正義を実現する」と弁護士法一条で定められているが、競争社会、契約社会、訴訟社会の米国の弁護士は全く異なる。陪審制や米国の証人尋問の意義なども興味を持っては

「特別の法律知識がなくても映画は楽しめる。ただ法廷サスペンスをより楽しむために知っておきたい知識も多々あります。日本では「基本的な権を擁護し、社会正義を実現する」と弁護士法一条で定められているが、競争社会、契約社会、訴訟社会の米国の弁護士は全く異なる。陪審制や米国の証人尋問の意義なども興味を持っては

「映画限定四級に合格したばかりの素人」と言うが、法律家の目を通した映画評論は、米国の訴訟や法廷陪審制と日本との違いも明快に示してくる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになれば、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

自己紹介⑧

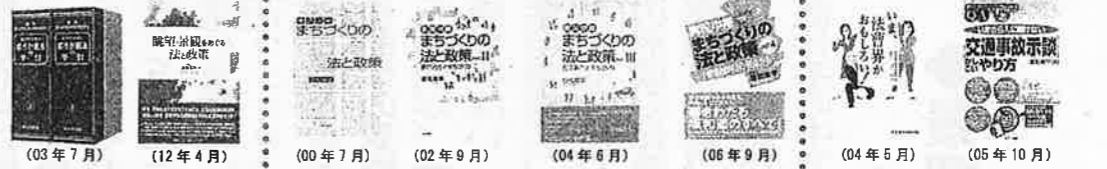
坂和章平の出版物の紹介 (2021年10月末現在)

弁護士兼映画評論家 坂和章平の出版物の紹介 (2021年10月末現在)

〈まちづくり本、法律書〉



〈実況中継シリーズ全4冊〉



〈その他の著書〉



〈コラム集〉



〈名作映画シリーズ〉



〈中国語の著書〉



〈『シネマルーム』シリーズ全49巻〉



知識持てば法廷サスペンスもより楽しく

複雑な法を体系化  
 英国の詩人タイプは「神は田園をこけり、人間は都市をこけり」と歌ったが、戦後日本の街づくりに影響を及ぼしたのは約二百の都市計画案を提出した「都市計画の父」である。坂和氏は専門の都市問題の法廷の中で時に住民訴訟で自治体に訴え、時にコーポレートガバナンスの理解を促し、都市法自体のありやりの体系化も図る。映画評論に力を入れるのは法を身近な存在に取り戻すことが、街づくりでどれほど重要であられるか、と信じているからだ。(大阪経済大学 藤田 隆二)

「映画限定四級に合格したばかりの素人」と言うが、法律家の目を通した映画評論は、米国の訴訟や法廷陪審制と日本との違いも明快に示してくる。司法改革や法律に興味を持つきっかけになれば、弁護士活動の傍ら映画の魅力の伝道師役を務める。

夕陽関西





書

評

坂和章平 著

『まちづくりの法律がわかる本』

大庭 哲治\*

近年のまちづくりに求められるものが多様化する中で、社会環境の変化を追うように、まちづくりに関する法体系も新設や改正を通じて複雑化している。特に、近年においては、少子高齢化による人口減少や今後予想される巨大災害への対応から、関連する法律が次々に制定しており、実際のまちづくりに携わる関係者にとっては、このような複雑かつ膨大な法体系を理解することは至難の業といっても過言ではない。

そのような中、本書は、まちづくりの法体系に横串を通し、まちづくりの基本となる都市計画法の専門的・技術的な事項の円滑な理解を目的に、時代的・政治的背景を踏まえながら都市計画法の要点を抽出することで、わかりやすさをとにかく追求した、6章構成・190ページのコンパクトな解説書である。

まず、第1章「まちづくり法とは何か」では、まちづくり・まちづくり法という漠然としたわかりにくさを解消するため、11種類の都市計画を定める都市計画法を中核に、そして、国土総合開発法などを上位法として位置付け、まちづくり法体系の全体像を明らかにしている。そして、この法体系の特徴とともに、これまでの都市計画法の重要な改正についてもポイントを押さえて解説している。

その上で、第2章及び第3章では、都市計画法の重要なポイントを解説する。第2章「都市計画法のポイント・その1」では、線引きや地域地区をはじめとする11種類の都市計画とその内容を解説している。また、第3章「都市計画法のポイント・その2」では、開発許可の技術基準と立地基準、さらには都市計画事業に関する基本的枠組みを解説している。

次いで、第4章「都市計画法と他のまちづくり法との関係」では、都市計画法と周辺のまちづく

り法との関係を基本的に理解するため、都市計画法が定める地域地区と建築基準法が定める集団規制との関係を端緒として、さらには土地地区画整理法が定める土地地区画整理事業や都市再開発法が定める市街地再開発事業を解説し、そして、建築基準法が定める総合設計制度等の代表的な手法を解説している。

さらに、第5章「成立した時代でわかる！まちづくり法のポイント」では、まちづくり法を理解する本書独自の視点として、わが国のまちづくり法のこれまでの変遷を、わかりやすさの観点から西暦・元号の表示に気を配りつつ、戦後からの歴代内閣ごとに区分して解説している。

そして、最後の第6章「人口減少・巨大災害時代のまちづくり法の展開」では、国土総合開発法から国土形成計画法への転換をはじめ、都市再生や災害復興、国土強靱化に関連するまちづくり法の到達点と課題を解説している。

本書は、まちづくり法のエッセンスを理解する手助けとなるような工夫も随所に施されている。その1つは、1トピックを基本的に見開き2ページ読み切り（1ページが解説、もう1ページがポイントに絞って抜き出した条文の一部や模式化・体系化した図表）にすることで、簡明に解説していることである。また、弁護士として長年まちづくりに携わってこられた著者自身の実体験や問題意識とその時代的背景などを、1ページのコラムとして、読者の興味を引くように章の終わりに設けている。

短時間で一読した本書に対して、私が率直に感じたことは、まさに、「おわりに」に記す筆者の狙い通りということである。変化を続けるまちづくり法が、都市のかたちを規定する重要な役割を担っており、まちづくりの実践には十分な理解が必要という認識は常々持っていたが、なかなか法律の条文をじっくり読み込むまでの行動には至っていない読者も多いのではないだろうか（私もそのうちの一人）。本書は、入門者であれ専門家であれ、まちづくりに携わる関係者には、いまのまちづくり法を理解する上で、ぜひとも一読をお勧めしたい1冊であるとともに、手元に置いておきたい1冊である。

学芸出版社 TEL: 075-343-0811  
2017年6月1日発行 ISBN978-4761526436

大庭 哲治\* (おおば てつはる) 正会員・京都大学大学院助教



坂和章平著  
『まちづくりの法律  
がわかる本』

都市にかかわる法律にはじつにいろいろな細かな法律があり、住民運動にかかわる立場からも何がなんだか分からないという実感がある。その中心を担うとされる都市計画法においても、その体系がたいへん分かりづらい。本書は、都市計画法の体系と内容を分かりやすく解説するとともに、

まちづくりの法律がわかる本  
都市計画法  
まちづくりの法律はここから

また五章以下で、時代の変せんの中でどういう都市法が生まれてきたかも示されている。「昨今の都市計画現象」―都市再生特別措置法施行前後から都市法は、再び国家高権と企業主権改革に流れてきており、これをどう歴史的に都市計画史の流れとしてみるのだろうか。そもそも六八年都市計画法は、一九一九年都市計画法の延長だったか、改革だったか、地区計画制度はどう位置づければよいか、似て非なるものとしての再開発地区計画、再開発等促進区をどう評価すべきか、ひところ一大ブームとなっていた都市計画マスタープランとは何だったかなど、五章をみるといろいろ面白いがめぐってきて興味がつきない。

(学芸出版社、本体2500円)

自己紹介⑪

坂和年表 2021 —72歳の年表から何を?—

	坂和	日本の主な出来事	世界の主な出来事	都市問題、法律関係	映画
1945(S20)年		・1945(S20)年8月15日 終戦		・1946(S21)年10月29日 日本国憲法制定 ・1947(S22)年5月3日 日本国憲法施行	・『風と共に去りぬ』(39年) ・『東京裁判』(83年)
1949(S24)年 【誕生】	・1949(S24)年1月26日 愛媛県松山市で誕生		・1948年8月15日 大韓民国建国 ・1949(S24)年10月1日 中華人民共和国建国 ・1950年～1953年 朝鮮戦争		・『七人の侍』(54年) ・『ゴジラ』(54年) ・『十二人の怒れる男』(57年)
1959年(S34)年 【10歳】	・1956年4月 小学校入学 ・1961年4月 愛光学園中学入学 ・1964(S39)年4月 愛光学園高校入学 ・映画、囲碁、将棋	・1954年12月～1973年11月 高度経済成長(第1次鳩山一郎内閣～第2次田中角栄内閣までの19年間) ・1958(S33)年12月 東京タワー竣工 ・1959年9月 伊勢湾台風 ・1960(S35)年 安保闘争、日米安保条約 ・1964(S39)年10月 東京オリンピック ・1968年12月 三億円事件	・1953年7月～1959年1月 キューバ革命 ・1963年11月22日 ケネディ大統領暗殺 ・1966年～1977年 文化大革命	・1962(S37)年10月 全国総合開発計画(一全総)(池田内閣)	・『Always 三丁目の夕日』シリーズ・昭和の良き時代 ・『ベン・ハー』(59年) ・『キューポラのある街』(62年) ・『クレオパトラ』(63年) ・高倉健主演『唐獅子牡丹』(66年)
1969年(S44)年 【20歳】	・1968年4月～1972年8月連載 司馬遼太郎『坂の上の雲』 ・1967(S42)年4月 大阪大学法学部入学 ・1971(S46)年3月 大阪大学法学部卒業 ・1972年 司法試験合格 ・1972年～74年 司法修習生(26期) ・1974(S49)年1月 弁護士登録(25歳)	・1969(S44)年1月 東大安田講堂事件 ・1969年3月 よど号ハイジャック事件 ・1970(S45)年 大阪万博 ・1972年2月 あさま山荘事件 ・1972年5月 沖縄返還 ・1972年 田中角栄「日本列島改造論」 ・1973年 第1次石油ショック	・1969年7月20日 アポロ11号月面着陸 ・1974年 ウォーターゲート事件	・1969(S44)年5月 新全国総合開発計画(二全総)(佐藤内閣) ・近代都市三法の制定(1968(S43)年 都市計画法全面改正、1970(S45)年 建築基準法大改正、1969(S44)年 都市再開発法制定) ・1974(S49)年 国土利用計画法の制定 ・1977(S52)年11月 第三次全国総合開発計画(三全総)(福田内閣)	・『男はつらいよ』(69年)…寅さん第1作目 ・1970年代 日活ロマンポルノ ・『砂の器』(74年)
1979年(S55)年 【30歳】	・1979(S54)年7月 坂和章平法律事務所開設・独立(法曹ビル202)(30歳) ・1984(S59)年7月 事務所移転(第5大阪弁護士ビル4階)(35歳) ・1985年3月 事務所拡張(第5大阪弁護士ビル4・5階)	・1976年2月 ロッキード事件 ・1979年 第2次石油ショック ・1983年 中曽根アーバンネットワーク。規制緩和と民活路線 ・1986年 大規模再開発のさきがけ「アークヒルズ」完成 ・1987年 国鉄民営化でJR誕生	・1985年9月22日 プラザ合意(円高ドル安を誘導、円高不況) ・1986年4月26日 チェルノブイリ原発事故	・1987(S62)年6月 第四次全国総合開発計画(四全総)(中曽根内閣) ・1988(S63)年 総合土地対策要綱閣議決定	・陳凱歌監督『黄色い大地』(中国・85年)…ロカルノ・銀賞 ・張藝謀監督『紅いコーリャン』(中国・88年)…ベルリン・グランプリ
1989年(H元年) 【40歳】	・1988年12月 事務所移転(アークビル6階)(40歳) ・バブル時代はゴルフ、北新地、カラオケ	・1989(H1)年 土地バブルに伴う戦後最大の地価高騰 ・1989年末 バブル崩壊 ・1989年4月 消費税法施行(3%) ・1995(H7)年1月17日 阪神・淡路大震災 ・1995年3月20日 地下鉄サリン事件	・1989年6月4日 天安門事件 ・1989年11月9日 ベルリンの壁崩壊 ・1990年10月3日 東西ドイツ統一 ・1991年12月 ソビエト連邦崩壊 ・1992年～1995年 ボスニア紛争	・1989(H1)年 土地基本法制定 ・1992(H4)年 都市計画法大改正(①住居系3→7に用途地域を細分化。特別用途地域の追加8→10、②市町村マスタープランの創設、③地区計画に誘導容積型と容積適正配分型追加) ・1995(H7)年 被災市街地復興特措法制定 ・1995(H7)年 被災マンション法制定 ・1997(H9)年 密集市街地整備法制定 ・1998(H10)年3月 21世紀の国土のグランドデザイン(五全総)(橋本内閣)	・侯孝賢監督『非情城市』(台湾・89年)…ベネチア・金獅子賞 ・『タイタニック』(97年)…興行収入1,800億円
1999年(H11)年 【50歳】	・2000年8月 初の中国旅行(大連・旅順・瀋陽) ・2001年3月 事務所を自社ビルに移転(西天満コートビル3階)(51歳) →ホームページ開設。趣味のページで映画評論 ・2002年6月 シネマルームI出版。以降、2019年12月までに45巻 ・2007年10月 北京電影学院で特別講義 ・2008年3月 中国人の友人の紹介で、在日中国人作家・毛丹青と出会う	・2001(H13)年4月 小泉内閣発足 ・2003年1月 小泉内閣による「観光立国宣言」。来日観光客3,000万人	・2001年9月11日 世界同時多発テロ ・2008年9月15日 リーマンショック	・2000(H12)年 都市計画法大改正(都市化社会から都市型社会へ。32年ぶりの根本的改正) ・2002(H14)年 都市再生特別措置法制定。都市再生緊急整備地域を指定。民間都市再生事業計画を認定 ・2002(H14)年 マンション建替え円滑化法制定 ・2002(H14)年 構造改革特区法制定 ・2004(R16)年 景観法制定 ・2005(H17)年 国土形成計画法の制定(国土総合開発法からの大転換) ・2008(H20)年 歴史まちづくり法制定	・『金融腐蝕列島 呪縛』(99年) ・『山の郵便配達』(中国・99年)

2009年(H21年) 【60歳・遷暦】	<ul style="list-style-type: none"> <li>2010年1月 白内障手術</li> <li>2011年7月 ノーベル文学賞作家・莫言(中国)と対談</li> <li>2015年6月 北京電影学院“实验电影”学院賞の授賞式</li> <li>2016年9月 直腸ガン手術(67歳)</li> <li>2017年11月 胃ガン手術(68歳)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2009年9月 自民党から民主党への政権交代(鳩山由紀夫・菅直人・野田佳彦)</li> <li>2009年 裁判員制度開始</li> <li>2011(H23)年3月11日 東日本大震災</li> <li>2012年12月 民主党から自民党への再度の政権交代(野田第3次改造内閣→第2次安倍内閣へ)</li> <li>2014年~2016年 広島市土砂災害、御嶽山噴火、熊本地震、鳥取県中部地震</li> <li>2015年5月 大阪都構想・住民投票→否決</li> <li>2017年7月 都民ファースト・小池百合子都知事誕生</li> <li>2017年10月 衆議院解散総選挙→自民党圧勝</li> <li>2018年9月 第4次安倍第2次改造内閣</li> <li>2018年 大阪府北部地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2014年9月 2014年香港反政府デモ(雨傘運動)</li> <li>2016年 アメリカ大統領選(ヒラリーVSトランプ)→トランプ大統領就任</li> <li>2017年10月 中国・第19回党大会。「習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想」を党規約に明記</li> <li>2018年3月 中国・14年ぶりの憲法改正で国家主席の任期撤廃(習近平の長期政権へ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2011(H23)年 総合特区法制定</li> <li>2011(H23)年 津波防災地域づくり法制定</li> <li>2012(H24)年 災害対策基本法の第1弾改正</li> <li>2013(H25)年 災害対策基本法の第2弾改正</li> <li>2013(H25)年 復興法体系の成立と国土強靱化関連三法の制定、国家戦略特区法制定</li> <li>2014(H26)年 空き家対策特措法制定</li> <li>2014(H26)年 都市再生特別措置法の改正(立地適正化計画、都市機能誘導区域、居住誘導区域)</li> <li>2015(H27)年9月 安全保障関連法成立</li> <li>2017(H29)年 民泊新法(住宅宿泊事業法)制定</li> <li>2018(H30)年 所有者不明土地対策特措法制定</li> <li>2018(H30)年 都市計画法の改正で用途地域に「田園住居地域」が追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『乱世備忘 僕らの雨傘運動』(香港・16年)</li> <li>『戦狼2』(中国・17年)が興業収入1,000億円</li> <li>是枝裕和監督『万引き家族』(18年)・カンヌ・パルムドール賞</li> </ul>
2019年(R元年) 【70歳・古希】		<ul style="list-style-type: none"> <li>2019(R1)年10月 台風19号</li> <li>2019年10月22日 新天皇即位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年5月~ 香港・逃亡犯条例改正案→大規模デモ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年正月『男はつらいよ 50 お帰り 寅さん』</li> </ul>
2020年(R2年) 【71歳】		<ul style="list-style-type: none"> <li>2020(R2)年3月 東京オリンピック延期決定(2021年7月23日~)</li> <li>2月 新型コロナウイルスでクルーズ船が横浜港停泊</li> <li>3月下旬~ 新型コロナウイルス第1波</li> <li>4月7日 政府が新型コロナウイルスで1度目の緊急事態宣言発令(5月 解除)</li> <li>7月5日 東京都知事選挙</li> <li>7月~8月 新型コロナウイルス第2波</li> <li>8月28日 安倍総理が辞任表明</li> <li>9月16日 菅内閣発足</li> <li>11月1日 大阪都構想住民投票</li> <li>11月上旬~ 新型コロナウイルス第3波</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020(R2)年1月11日 台湾総統選挙</li> <li>1月 中国の武漢で新型コロナウイルス発生</li> <li>1月31日 イギリスがEU離脱</li> <li>6月30日 中国で香港国家安全法案可決</li> <li>11月3日 アメリカ大統領選挙(トランプVSバイデン) →トランプ再選ならず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020(R2)年6月 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律制定(頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、まちなかにおけるにぎわいを創出するため、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る)</li> <li>2020(R2)年6月 第10次地方分権一括法制定(都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボン・ジュノ監督『パラサイト 半地下の家族』(19年)・米アカデミー賞最多4冠</li> </ul>
2021年(R3年) 【72歳】	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガンから丸5年一治療終了</li> <li>一日一食主義一休調良好に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021(R3)年1月8日~3月21日 2度目の緊急事態宣言</li> <li>3月下旬~ 新型コロナウイルス第4波</li> <li>4月25日~6月20日 3度目の緊急事態宣言</li> <li>7月12日~9月30日 4度目の緊急事態宣言</li> <li>7月24日~8月8日 東京オリンピック開催</li> <li>7月下旬~ 新型コロナウイルス第5波</li> <li>9月3日 菅総理が辞任の意向</li> <li>9月29日 自民党総裁選挙</li> <li>10月4日 菅内閣総辞職 →岸田文雄が第100 第内閣総理大臣に選出</li> <li>10月31日 衆議院議員総選挙</li> <li>11月10日 岸田総理が第101 代内閣総理大臣に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021(R3)年9月19日 ロシア下院選挙</li> <li>9月20日 カナダ総選挙</li> <li>9月20日 香港政府トップの行政長官を選ぶ権限を持つ「選挙委員会(定数1,500人)」の委員選挙</li> <li>9月26日 ドイツ連邦議会選挙(総選挙)</li> <li>11月2日 米バージニア州知事選 共和党逆転勝利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021(R3)年5月 災害対策基本法等の一部を改正する法律</li> <li>5月 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>『ノマドランド』米アカデミー賞3部門、ヴェネツィア国際映画祭・金獅子賞</li> <li>『ミナリ』米アカデミー賞助演女優賞、ゴールデングローブ賞・最優秀外国語映画賞</li> </ul>
2029年(R10年) 【80歳・傘寿】		<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年 大阪万博開催</li> <li>2025年 IR 大阪夢洲で開業(?)</li> <li>2025年 大阪都と特別区の実現(?)</li> </ul>			
2039年(R20年) 【90歳・卒寿】					
2049年(R30年) 【100歳・紀寿】		<ul style="list-style-type: none"> <li>2049年 中華人民共和国100周年(中国がアメリカを凌駕?)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>cf. 1万191年(今から8170年後)『DUNE デューン 砂の惑星』</li> </ul>



『男はつらいよ 50 お帰り 寅さん』(2020年正月公開)

山田洋次 監督作品

(1969年から2019年の50年間) 1997年 渥美清死去

1961 二階の他人	1972 故郷	1981 男はつらいよ 寅次郎紙風船	1993 男はつらいよ 寅次郎の縁談
1963 下町の太陽	1972 男はつらいよ 寅次郎夢枕	1982 男はつらいよ 寅次郎あじさいの恋	1994 男はつらいよ 押昏車寅次郎様
1964 馬鹿まるだし	1973 男はつらいよ 寅次郎忘れな草	1982 男はつらいよ 花も嵐も寅次郎	1995 男はつらいよ 寅次郎紅の花
1964 いいかげん馬鹿	1973 男はつらいよ 私の寅さん	1983 男はつらいよ 旅と女と寅次郎	1996 学校II
1964 馬鹿が戦車でやって来る	1974 男はつらいよ 寅次郎恋やつれ	1983 男はつらいよ 口笛を吹く寅次郎	1996 虹をつかむ男
1965 霧の旗	1974 男はつらいよ 寅次郎子守唄	1984 男はつらいよ 夜霧にむせぶ寅次郎	1997 男はつらいよ 寅次郎ハイビスカスの花 特別篇
1966 運が良けりゃ	1975 男はつらいよ 寅次郎相合傘	1984 男はつらいよ 寅次郎真実一路	1997 虹をつかむ男 南国奮斗篇
1966 なつかしい風来坊	1975 同胞	1985 男はつらいよ 寅次郎恋愛塾	1998 学校III
1967 九ちゃんのでっかい夢	1975 男はつらいよ 葛飾立志篇	1985 男はつらいよ 柴又より愛をこめて	2000 十五才 学校IV
1967 愛の讃歌	1976 男はつらいよ 寅次郎夕焼け小焼け	1986 キノマの天地	2002 たそがれ清兵衛
1967 喜劇 一発勝負	1976 男はつらいよ 寅次郎純情詩集	1986 男はつらいよ 幸福の青い鳥	2004 隠し剣 鬼の爪
1968 ハナ肇の一発大冒険	1977 男はつらいよ 寅次郎と殿様	1987 男はつらいよ 知床慕情	2006 武士の一分
1968 吹けば飛ぶよな男だが	1977 幸福の黄色いハンカチ	1987 男はつらいよ 寅次郎物語	2008 母べえ
1969 喜劇 一発大必勝	1977 男はつらいよ 寅次郎頑張り！	1988 ダウンタウンヒーローズ	2010 おとうと
1969 男はつらいよ	1978 男はつらいよ 寅次郎わが道をゆく	1988 男はつらいよ 寅次郎サラダ記念日	2010 京都大衆物語
1969 続 男はつらいよ	1978 男はつらいよ 噂の寅次郎	1989 男はつらいよ 寅次郎心の旅路	2013 東京家族
1970 男はつらいよ 望郷篇	1979 男はつらいよ 翔んでる寅次郎	1989 男はつらいよ ぼくの伯父さん	2014 小さいおうち
1970 家族	1979 男はつらいよ 寅次郎春の夢	1990 男はつらいよ 寅次郎の休日	2015 母と暮せば
1971 男はつらいよ 純情篇	1980 遙かなる山の呼び声	1991 息子	2016 家族はつらいよ
1971 男はつらいよ 奮闘篇	1980 男はつらいよ 寅次郎ハイビスカスの花	1991 男はつらいよ 寅次郎の告白	2017 家族はつらいよ2
1971 男はつらいよ 寅次郎恋歌	1980 男はつらいよ 寅次郎かもめ歌	1992 男はつらいよ 寅次郎の青春	2018 妻よ薔薇のように 家族はつらいよIII
1972 男はつらいよ 柴又慕情	1981 男はつらいよ 浪花の恋の寅次郎	1993 学校	2019 男はつらいよ お帰り 寅さん

自己紹介⑫

筒美サウンド 魅せられた

シングル総売り上げ7500万枚 作曲家1位

作曲家の筒美京平さん。『日産』誌に「筒美京平の音楽世界に敬意を込めて」と題して、その音楽世界を詳しく紹介した。その中で「筒美京平の音楽世界は、日本の音楽界に大きな影響を与えている」と評されている。筒美京平は、1960年代後半から1970年代にかけて、日本の音楽界に大きな影響を与えた作曲家である。その代表作として、『さくらさくら』、『さくらさくら』、『さくらさくら』などが挙げられる。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。

筒美京平さんは、1960年代後半から1970年代にかけて、日本の音楽界に大きな影響を与えた作曲家である。その代表作として、『さくらさくら』、『さくらさくら』、『さくらさくら』などが挙げられる。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。

筒美京平さんは、1960年代後半から1970年代にかけて、日本の音楽界に大きな影響を与えた作曲家である。その代表作として、『さくらさくら』、『さくらさくら』、『さくらさくら』などが挙げられる。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。

筒美京平さんは、1960年代後半から1970年代にかけて、日本の音楽界に大きな影響を与えた作曲家である。その代表作として、『さくらさくら』、『さくらさくら』、『さくらさくら』などが挙げられる。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。

筒美京平さんが手がけた主なヒット曲

- 1968年 「ブルー・ライト・ヨコハマ」(小島健二)
- 69年 「サザエさん」(宇野重吉)
- 70年 「雨がやんだら」(朝川素子)
- 71年 「17才」(青沙織)、「真夏の出来事」(平山三起)、「また逢う日まで」(尾形紀世彦)、「さらば恋人」(岸正幸)
- 73年 「わたしの恋はまっぴり命」(原保美)
- 75年 「ロマンス」(岩崎弘美)、「木綿のハンカチーフ」(太田裕美)
- 76年 「熊手アゲタケ」(津島京子)
- 79年 「恋せられて」(ジュディ・オング)
- 80年 「日曜日はストレンジャー」(石川さゆり)、「セクシャル・ハイウェイ No.1」(森山良子)
- 81年 「スニーカー」(近藤真彦)
- 81年 「センチメンタル・ジャーニー」(松本伊代)
- 85年 「なんてったってアイドル」(小泉今日子)、「卒業」(斉藤由貴)
- 86年 「WAKUWAKUさせて」(山崎ハコ)、「1986年のマリリン」(木田実子)
- 89年 「夜更けにTONIGHT」(仙道由香)
- 95年 「強い気持ち・強い愛」(小沢健二)
- 2003年 「AMBITIOUS JAPAN!」(TOKIO)

筒美京平さんは、1960年代後半から1970年代にかけて、日本の音楽界に大きな影響を与えた作曲家である。その代表作として、『さくらさくら』、『さくらさくら』、『さくらさくら』などが挙げられる。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。

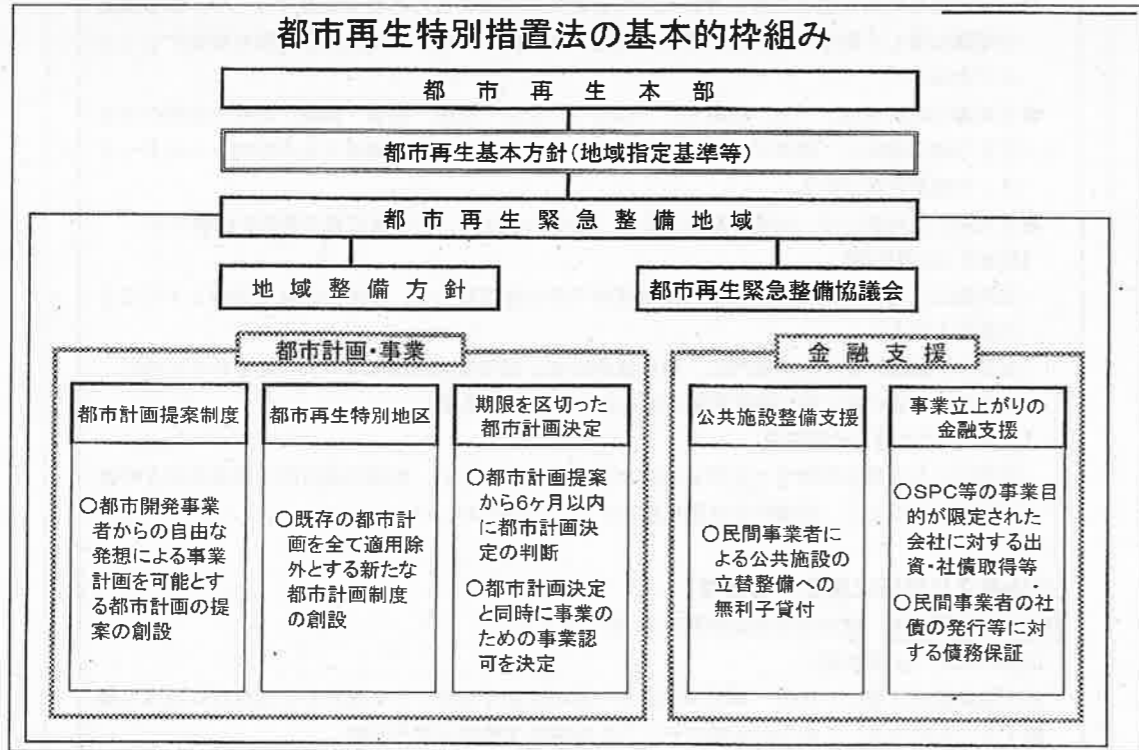
筒美京平さんは、1960年代後半から1970年代にかけて、日本の音楽界に大きな影響を与えた作曲家である。その代表作として、『さくらさくら』、『さくらさくら』、『さくらさくら』などが挙げられる。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。筒美京平の音楽は、日本の音楽界に大きな影響を与え、多くのアーティストにインスピレーションを与えた。

2020年(令和2年)10月13日(火)



# 第3編 都市再生特別措置法の制定とその後の改正 資料

## 法令資料① 都市再生特別措置法の基本的枠組み（平成14年創設時）



## 法令資料② 都市再生特別措置法の基本的枠組み（令和2年7月現在）



## 法令資料③

### 都市再生特別措置法の平成17年改正、平成19年改正、平成21年改正、平成23年改正、平成24年改正の概要

表1 都市再生特別措置法のH17年改正・H19年改正・H21年改正・H23年改正・H24年改正の概要

	改正の概要
H17年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都市再生整備計画の区域内において都市再生整備計画に記載された事業と一体的に一定の都市開発事業を施行しようとする民間事業者は、民間都市再生整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。</li> <li>②民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生整備事業計画に係る都市開発事業の施行に要する費用の一部に対して出資等を行うことができる。</li> </ul>
H19年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限をH24.3.31まで延長</li> <li>②独立行政法人都市再生機構が行う都市再生整備計画の作成等に関する業務に係る委託契約を締結する期限をH22.3.31まで延長</li> <li>③市町村、都市再生整備推進法人、防災街区整備推進機構等は、市町村都市再生整備協議会を組織することができる。市町村が都市再生整備計画を作成しようとするときは、市町村都市再生整備協議会の意見を聴くもの等とする。</li> <li>④市町村長は、都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対して助成等を行う特定非営利活動法人又は公益法人を都市再生整備推進法人として指定ことができ、民間都市開発推進機構は、都市再生整備推進法人に対する助成等を行うことができる。</li> </ul>
H21年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①金融情勢が急速に悪化している現状に対応し、地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動を資金面から支えるため、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設</li> <li>②歩行者デッキや地下通路等を地権者等により適切に整備・管理するための地域のまちづくりルールについて、第三者が新たに土地等を取得して当該地域の地権者等となった場合にも適用することを可能とする歩行者ネットワーク協定制度の創設</li> <li>③中心市街地活性化や歴史まちづくりなど、国として特に推進すべき施策に関して、まちづくり交付金の交付率を40%から45%に引き上げ</li> </ul>
H23年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特定都市再生緊急整備地域制度の創設</li> <li>②都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を、特定都市再生緊急整備地域（特定地域）として政令で定める。</li> <li>③整備計画の作成及びその実施等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生緊急整備協議会は、整備計画を作成することができ、当該整備計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならない。</li> <li>・整備計画に記載された都市開発事業等の実施のために必要な都市施設等に関する都市計画には、施行予定者及び施行予定者である期間を定めることができる。</li> <li>・整備計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設から下水を取水し、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができる。</li> <li>・協議会は、整備計画に一定の許認可等を要する都市開発事業等を記載しようとするときは、許認可等権者の同意を得ることができ、当該整備計画が公表されたときは、当該都市開発事業等の実施主体に対する許認可等があったものとみなす。</li> </ul> </li> <li>④国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45日以内において速やかに、処分を行わなければならない。</li> <li>⑤特定地域内の都市再生特別地区において位置付けられた建築物等の敷地として併せて利用する都市計画施設である道路の区域の上空等について、建築物等を建築できる。</li> <li>⑥都市再生事業等の推進（国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行う。）</li> <li>⑦都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度の創設</li> <li>⑧道路占用許可基準の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路法の特例として、都市再生整備計画区域内において、都市の再生に貢献する一定の工作物に係る道路占用許可について、無余地性の基準（道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合であること）の適用を除外</li> </ul> </li> <li>⑨都市利便増進協定制度の創設</li> <li>⑩都市再生整備推進法人制度の拡充（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって一定の要件に該当するものを、都市再生整備推進法人の対象として追加）</li> <li>⑪民間都市再生事業計画の認定の申請期限をH29.3.31まで延長</li> </ul>
H24年改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>①都市再生特別措置法の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することを明示</li> <li>②都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成</li> <li>③都市再生安全確保計画に係る特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>①認定に係る手続の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会は、都市再生安全確保計画に一定の認定等を要する建築物の建築等に関する事項を記載しようとするときは、認定等権者の同意を得ることができ、当該都市再生安全確保計画が公表されたときは、これらの認定等があったものとみなす。</li> </ul> </li> <li>②容積率の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市再生安全確保計画に記載された事項に係る一定の都市再生安全確保施設の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。</li> </ul> </li> <li>③都市公園の占用の許可の特例 <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会が公園管理者の同意を得て都市公園に設ける一定の都市再生安全確保施設の整備に関する事項を記載した都市再生安全確保計画が公表された後、2年以内に当該都市再生安全確保施設の占用の許可の申請があった場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をする。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>④都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設</li> </ul>

## 法令資料④

### 都市再生特別措置法等の平成 26 年改正の概要

表 1 都市再生特別措置法等の平成 26 年改正の概要

#### 趣旨

住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、これらの施設の立地を一定の区域に誘導するための市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、立地適正化計画に記載された居住に関連する誘導すべき施設についての容積率及び用途規制の緩和等の所要の措置を講ずる。

#### 背景

我が国の地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっている。この課題に対応するためには、都市全体の構造を見渡しながらか、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、市町村によるコンパクトなまちづくりを支援することが必要である。

#### 都市再生特別措置法の改正の概要

##### (1) 立地適正化計画

- ① 市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。
- ② 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね以下の事項を定める。
  - ・住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
  - ・居住誘導区域及び居住誘導区域に居住を誘導するために市町村が講ずべき施策
  - ・都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）及び誘導すべき施設並びに当該施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策 等

##### (2) 都市機能誘導区域

- ① 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を整備する民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が出資等の支援を行うことができる。
- ② 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設についての容積率及び用途の制限を緩和する特定用途誘導地区を都市計画に定めることができる。
- ③ 都市機能誘導区域外における誘導すべき施設の建築を事前届出・勧告の対象とする。

##### (3) 居住誘導区域

- ① 居住誘導区域において一定規模以上の住宅整備事業を行おうとする者は、都市計画の提案を行うことができる。
- ② 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅等の建築を事前届出・勧告の対象とするとともに、必要に応じて、一定規模以上の住宅等の建築を開発許可の対象とする居住調整地域を都市計画に定めることができる。

#### 建築基準法の改正の概要

特定用途誘導地区内に誘導すべき施設について容積率及び用途の制限を緩和する。

#### 都市計画法の改正の概要

特定用途誘導地区及び居住調整地域は、市町村が都市計画に定める。

## 法令資料⑤

### 立地適正化計画（都市再生特別措置法の平成 26 年改正で創設）

表 2 立地適正化計画

#### 【立地適正化計画】（都市再生特別措置法 81 条）

- 商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することができる。
  - 立地適正化計画は、一部の機能だけでなく、居住や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能と、都市全域を見渡したマスタープランとして機能する市町村マスタープランの高度化版である。
  - 立地適正化計画には、区域を記載する他、基本的な方針、その他必要な事項を記載する。
- 【区域】（必須事項）
- ・立地適正化計画の区域は、都市計画区域内でなければならないが、都市計画区域全体とすることが基本となる。
  - ・また、立地適正化計画区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めると共に、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要。
- 【基本的な方針】（必須事項）
- ・計画により実現を目指すべき将来の都市像を示すと同時に、計画の総合的な達成状況を的確に把握できるよう、定量的な目標を設定することが望ましい。

#### 【立地適正化計画に設定する区域】

##### 都市機能誘導区域（都市再生特別措置法 81 条 2 項 3 号）

###### ○区域の設定（必須事項）

- ・都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

###### ○誘導施設（必須事項）

- ・誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するもの）である。

##### 居住誘導区域（都市再生特別措置法 81 条 2 項 2 号）

###### ○区域設定（必須事項）

- ・居住誘導区域は、人口減少の中にあつても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

##### 跡地等管理区域（都市再生特別措置法 81 条 8 項）

###### ○区域の設定（任意事項）

- ・空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域

##### 駐車場配置適正化区域（都市再生特別措置法 81 条 5 項 1 号）

###### ○区域の設定（任意事項）

- ・歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域



# 法令資料⑥

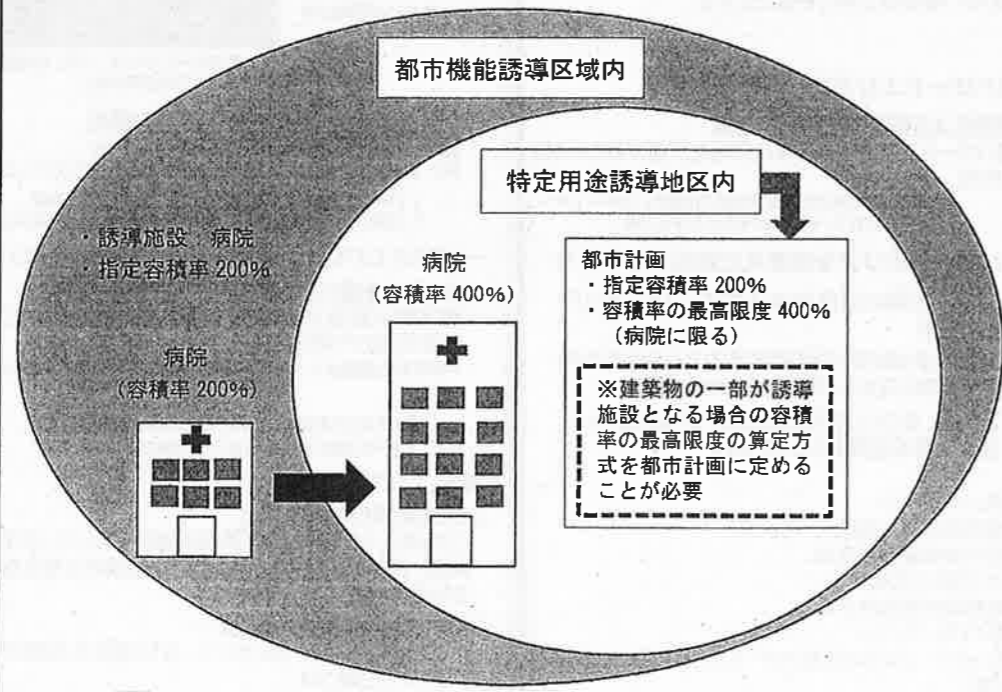
## 特定用途誘導地区（都市再生特別措置法の平成26年改正で創設）

表3 特定用途誘導地区

- 都市機能誘導区域内において、誘導施設に限定して容積率や用途規制の緩和を行う一方、それ以外の建築物については従来通りの規制を適用することにより、誘導施設を有する建築物の建築を誘導することを目的とする地域地区である。
- 都市機能誘導区域内で、都市計画に、特定用途誘導地区（都市再生特別措置法109条）を定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和。
- 例えば、老朽化した医療施設等の建替え、増築や新築の際に本制度を活用することが想定される。

### 特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項

- ・都市計画法第8条第3項第1号及び第3号に掲げる事項
- ・建築物等の誘導すべき用途
  - 市町村が、国土交通大臣の承認を得て、条例を定めることにより、用途地域による用途制限を緩和
- ・建築物等の全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度
  - 用途地域による指定容積にかかわらず、誘導施設を有する建築物については、この容積率を適用
- ・建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合のみ）
  - 地区内のすべての建築物について、高さ制限を適用



# 法令資料⑦

## 都市再生特別措置法等の平成28年改正の概要

### ●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

<予算関連法律>

都市の国際競争力及び防災機能を強化するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を推進し、都市の再生を図るため、国際競争力の強化に資する都市開発事業の促進を図るための金融支援制度の拡充、非常用の電気又は熱の供給施設に関する協定制度の創設、特定用途誘導地区に関する都市計画において定めるべき事項の追加等の措置を講ずる。

### 背景

- ◆ 大都市については、我が国経済の牽引役として、グローバルな経済圏の中心となり、世界からヒト・モノ・カネ・情報を呼び込むため、一層のビジネス・生活環境・防災機能の向上が必要。…「日本再興戦略」改訂2015（閣議決定）に、都市再生制度見直しを速やかに行うよう位置付け
- ◆ 地方都市については、人口減少、少子高齢化の進展、深刻な財政制約等の条件下で、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進め、更なる地方創生の推進が課題。
- ◆ 高度成長期に大量に建設された住宅団地の老朽化が進んでおり、住宅団地の再生も喫緊の課題。

### 法案の概要

#### 国際競争力・防災機能強化

##### 【国際ビジネス・生活環境の整備】

- 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長（→平成34年3月31日まで）  
※優良な認定民間都市再生事業には各種金融支援や税制支援を実施
- 金融支援※の対象に国際会議場等の整備費を追加  
※民間都市開発推進機構による支援

##### 【大規模災害に対応する環境整備】

- 災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するためのビル所有者とエネルギー供給施設※の所有者による協定制度の創設（承継効付き）



##### 【事業のスピードアップのための支援の強化・重点化】

- 大臣認定処理期間の短縮  
（特定地域：45日→1月、緊急地域：3月→2月）
- 道路上空利用の都市再生緊急整備地域への拡充
- 都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示

#### 住宅団地の再生

##### 【住宅団地の建替えの推進】

- 土地の共有者のみで市街地再開発事業を施行する場合に、各共有者をそれぞれ1人の組合員として扱い、2/3合意での事業推進を可能とする。

#### コンパクトで賑わいのあるまちづくり

##### 【まちなかへの都市機能の効率的な誘導】

- 地域内に使える既存ストックがある場合にはそれを残しつつ、地域の身の丈にあった規模の市街地整備を可能とする手法の創設
- まちなか誘導施設の整備促進を図る地区の追加など市街地再開発事業の施行要件を見直し



##### 【官民連携によるまちの賑わい創出】

- 空き地・空き店舗を有効に活用するための市町村・まちづくり団体と土地所有者による協定制度の創設
- 賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所、サイクルポート等）を都市公園の占用許可対象に追加



都市の国際競争力・防災機能の強化及びコンパクトで賑わいのあるまちづくりを図るための制度の充実化により、都市再生・地方創生を強力に推進

# 法令資料⑧

## 都市再生特別措置法等の平成30年改正の概要

### ●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(平成30年4月25日公布)

#### 背景・必要性

人口増加社会では、都市計画に基づく規制を中心に開発意欲をコントロール  
⇒人口減少社会では、開発意欲が低減し望ましい土地利用がなされない

#### 都市のスポンジ化※ → コンパクト・プラス・ネットワークの推進に重大な支障

※都市のスポンジ化：都市の内部で空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな単位単位で時間的・空間的にランダムに相当程度の分量で発生する現象  
- 空き地(個人所有の宅地等に属する)は約44%増(約681km<sup>2</sup>→約981km<sup>2</sup>:大阪府の面積の約半分)(2003→2013年)  
- 空き家は約50%増(約212万戸→約318万戸:ほぼ愛知県全域の世帯数)(2003年→2013年)

- 生活利便性の低下
- 治安・景観の悪化
- 地域の魅力(地域バリュー)の低下

⇒ **スポンジ化が一層進行する悪循環**

#### 要因と対策のコンセプト

- 地権者の利用動機が乏し  
→低未利用地そのまま放置
  - 「小さく」散在する低未利用地の使い勝手の悪さ
- 行政から能動的に働きかけ、コーディネートと集約により土地を利用(所有と利用の分離)  
地域コミュニティで考えて身の回りの公共空間を創出(まずは使う)  
官民連携で都市機能をマネジメント

「経済財政運営と改革の基本方針2017」、「未来投資戦略2017」、「新しい経済政策パッケージ」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、都市のスポンジ化対策、未利用資産の有効活用等を措置するよう位置付け

#### 法案の概要

##### 都市のスポンジ化対策(都市機能誘導区域、居住誘導区域を中心に)

###### コーディネート・土地の集約

- 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設  
-低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成  
※所有者等探索のため市町村が固定資産税課税情報等を利用可能  
(税)登録免許税・不動産取得税の軽減



- 都市再生推進法人(まちづくり団体等)の業務に、低未利用地の一時保有等を追加  
(税)所得税等の軽減

###### 土地区画整理事業の集約換地の特例

- 低未利用地を柔軟に集約し、まちの顔となるような商業施設、医療施設等の敷地を確保  
(予算)都市開発資金貸付け  
(都市開発資金の貸付けに関する法律)

- 市町村は、低未利用土地利用等指針を作成し、低未利用地の管理について地権者に勧告が可能に

###### 身の回りの公共空間の創出

- 「立地誘導促進施設協定」制度の創設  
-交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設(コモンズ)についての地権者による協定(承継効付)  
(税)固定資産税の軽減



- 「都市計画協力団体」制度の創設  
-都市計画の案の作成、意見の調整等を行う住民団体、商店街組合等を市町村長が指定  
(身の回りの都市計画の提案が可能に)

###### 都市機能のマネジメント

- 「都市施設等整備協定」制度の創設  
-民間が整備すべき都市計画に定められた施設(アクセス通路等)を確実に整備・維持
- 誘導すべき施設(商業施設、医療施設等)の休廃止届出制度の創設  
-市町村長は、商業機能の維持等のため休廃止届出者に助言・勧告

##### 都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上 公共公益施設の転用の柔軟化、駐車施設の附置義務の適正化、立体道路制度の適用対象の拡充等を措置

#### 【目標・効果】

※地方公共団体への意向調査等をもとに推計  
低未利用地の利用を促進し、都市内遊休空間を賢く使うことで、民間の担い手による魅力的なまちづくりを実現(KPI)  
・低未利用土地権利設定等促進計画の作成:約35件(2019~2023 [2019:3件 / 2023:15件])  
・立地誘導促進施設協定の締結:約25件(2019~2023 [2019:3件 / 2023:10件])  
⇒立地適正化計画を作成・公表した市町村のうち、今後10年間に、居住誘導区域に占める低未利用地の割合が、現状維持又は低下した市町村の割合:7割以上

# 法令資料⑨

## 都市再生特別措置法等の令和2年改正の概要

### ●都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

#### 背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要  
⇒ **安全で魅力的なまちづくりの推進が必要**

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」(閣議決定)において、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

#### 法案の概要

##### 安全なまちづくり

###### 【都市計画法、都市再生特別措置法】

##### 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- 開発許可制度の見直し  
-災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止  
-市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制

##### 住宅等の開発に対する勧告・公表

- 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする

##### 災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による移転計画制度の創設  
-災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援するための計画を作成  
(予算)防災集団移転の戸数要件の緩和(10戸→5戸)など住宅、病院等の移転に対する支援

##### 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成  
⇒避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

##### <災害レッドゾーン>

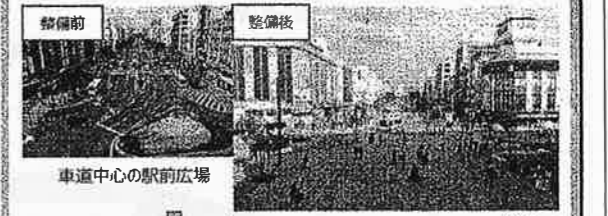
- ・災害危険区域(崖崩れ、出水等)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

##### <災害イエローゾーン>

災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア(浸水ハザードエリア等)

##### 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画\*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定し、以下の取組を推進  
\*都市再生整備計画:市町村が作成するまちづくりのための計画



駅前前のトランジットモール化、広場整備など歩行者空間の創出

##### ○「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

- 官民一体で取り組むにぎわい空間の創出  
例)公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供  
(予算)公共空間リノベーションへの交付金等による支援  
(税制)公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減
- まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入
- まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進  
-都市再生推進法人\*のコーディネートによる道路・公園の占有手続の円滑化  
\*都市再生推進法人:NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人(市町村が指定)  
(予算)官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援  
(予算)都市再生推進法人への低利貸付による支援

##### 居住エリアの環境向上

###### ○日常生活の利便性向上

- 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設

###### ○都市インフラの老朽化対策

- 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ  
⇒改修に要する費用について都市計画税の充当等

#### 【目標・効果】

○「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現(KPI) 防災指針の作成:約600件(全ての立地適正化計画作成自治体)(2021年~2025年 [2021年:100件 / 2025年:600件])  
○多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定した市町村数:2025年度までに100市町村以上









2025年国際博覧会（大阪・関西万博）後を見据え、大阪市内で大規模な街づくりが計画される。1970年万博で整備が進んだキタとミナミを結ぶ南北軸に加え、大阪府・市は人工島・夢洲（ゆめしま）など臨海部と大阪城東側の森之宮地区を「東西軸」として成長の起爆剤にしたい考えだ。今後は民間をどう巻き込んでいくかに開発計画の成否がかかる。

「市内中心部でこれだけ大学生が集まる拠点は他にない」。新大阪・大阪公立大学の関係者がそう語るのが、同大の新キャンパスを中心に再

## 万博へ変わる関西

▷2

## 万博へ変わる関西

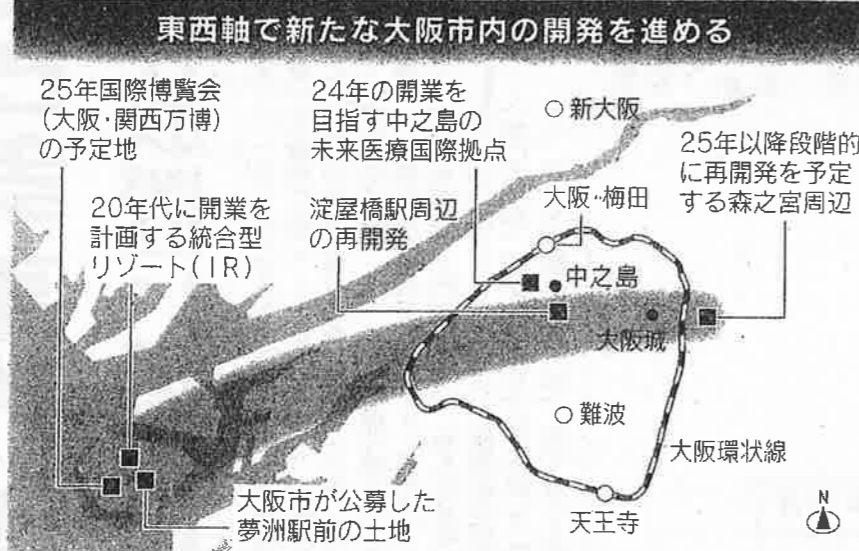
▷3

大阪の中心部では民間主導の不動産開発のつぎ音が響く。いずれも2025年の国際博覧会（大阪・関西万博）などによる経済浮揚を織り込み、新型コロナウイルス禍の前に決まっていたプロジェクトだ。オフィスは「技術革新の創出」、ホテルは「富裕層狙い」。大阪が目指す方向で街を整理しようとしている。

22年春に阪急阪神グループが開業する「大阪梅田ツインタワーズ・サウス」。大型物件だが「企業の誘致は計画通り進んでいる」（阪急阪神不動産）。J.R大阪駅北の再

# 関西 森之宮にキャンパス 夢洲で新駅

## 大阪再開発東西に基軸



開発の検討が進む大阪城東部地区だ。府や市が万博を機に発展を目指す東西軸で、森之宮は「西」の夢洲の対となる「東」だ。70年の道（大阪メトロ）中央線

大阪府の吉村洋文知事もSNS（交流サイト）で「大阪は御堂筋を中心に南北軸が強いが、加えて東西軸が強くなる」と発信した。森之宮のキャンパスは25年4月の完成を目指し、速やかに1・5期として商業・宿泊施設やJ.R大阪城公園駅とを結ぶ動線を設ける。

市はキャンパスを中心に産学連携を支えるスタートアップ支援機能や世界の食や音楽を楽しめる国際色のある商業機能などを備えるよう求めている。大学生が多く集うことを念頭に大阪公立大の関係者は「路上ライブができるようにするなど気軽に若者が集まる街にしたい」と意気込む。

将来は2期や3期とし

## 民間企業の参画 課題に

て都市再生機構（UR）の団地が建つエリアなどへ開発を広げ、学生からシニア世代までが健康で住み続けられる居住ゾーンの整備を検討する。

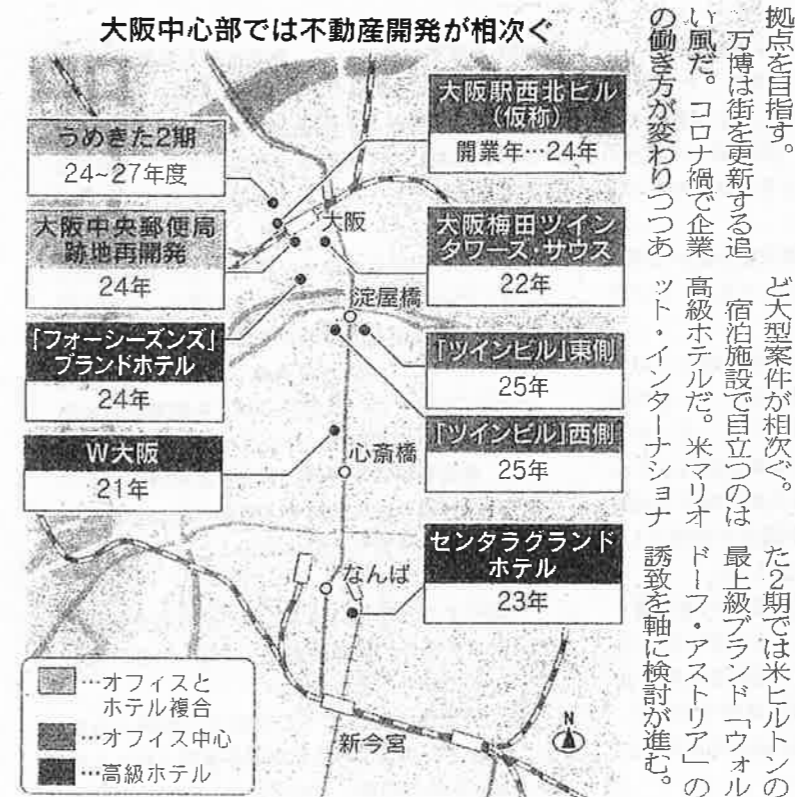
東西軸では府や市が主導し民間の力も借りつつ発展を目指す。懸念も残る。大阪府が実施した万博の玄関口となる大阪メトロ中央線・夢洲新駅の駅前施設と周辺整備の民間公募で、応募した事業者はゼロだった。

万博の運営者「日本国際博覧会協会」が市へ駅改札と万博会場をつなぐ駅前施設の整備を要請。市は民間事業者の力を借りようと公募に踏み切ったが、当りが外れた。

公募不調を受け、大阪府は条件を変えて再公募するか公共事業として整備するか検討する。しかし、民間による開発は行政にない知恵を導入できるメリットもあるだけに、今後、課題になりそうだ。

（金岡弘記）

# 関西 オフィス 技術革新創出 ホテル 富裕層狙う



## 大阪、交流生む「器」続々

## コロナの業績影響 懸念

各社が攻勢をかけるのは「大阪市では高級ホテルの供給がまだ少ない」（東京建物の野村均社長）との判断からだ。不動産サービス大手、ジョーンズラングラサール（J.L.S.）の辻川高寛ホテルズ&ホスピタリティ事業部長は「万博、統合型リゾート（IR）では国内外の富裕層の集客も期待できる」と見る。

一方で、さらに先の開発には不透明感も漂う。近鉄グループホールディングス（GHD）は33年度までの長期経営戦略に上本町駅周辺の再開発計画を盛り込むが、コロナ禍による業績不振の影響が懸念される。南海電気鉄道は難波や道頓堀などの街づくりの推進策について「駅案内サービスの拡充などソフト面に注力する」と説明。エリアによってはダイナミックな街の更新の機を逸する可能性もある。（泉洗希）

# 再開発にひとこと 第145回

## 中止となった再開発事業の費用は誰がどの程度負担すべきか

新世総合法律事務所 弁護士 岸本達司

再開発事業が、地方自治体の政策変更により中止となった場合に、それまでに費やした費用は、誰が負担すべきかなのか、また、それは費用の全額か、一部に限られるのか、一部に限られるとすれば、それはいかなる基準により判断されるべきかは、困難な法律問題です。

上記の点に関して、私が再開発組合側の代理人として関与した判決を紹介するとともに、若干の私見を述べます。

徳島市の中心市街地にある新町西地区において、再開発組合（以下「本組合」という）施行の市街地再開発事業（以下「本事業」という）が進行し、権利変換計画の決定まで事業が進行していたところ、本事業の白紙撤回を公約に掲げて当選した新市長が、権利変換計画申請を不認可とし、本事業は実現が不可能となりました。

本組合は、本事業を遂行するための事業費・委託費として約6億円を支出しましたが、これらは大半が借入金で賄われており、未払金もありました。そのため本組合は、多額の負債を抱えて、解散することすらできない状態に追い込まれることになりました。

そこで、本組合は徳島市に対し、約6億5千万円の損害賠償請求訴訟を提起したところ、2020年5月20日、徳島地裁は徳島市に対し、損害賠償金約3億5千万円を本組合に支払うよう命じる判決を下しました（以下「徳島判決」という）。徳島市及び本組合の双方が同判決に控訴しましたが、2021年4月8日、高松高裁において、徳島地裁判決に従った和解が成立し、徳島市から本組合に対して、遅延損害金等を付加した4億1千万円が支払われました。

徳島地裁は、行政上の施策の変更により私人が損害を被った事案において、不法行為責任が生じる場合について判示した昭和56年1月27日最高裁

判決の基準に基づいて、徳島市が本事業の最終局面において、何らの代償的措置も講じないまま、一方的に事業からの撤退という政策変更をしたことは、信頼に反する違法な行為であり、不法行為が成立するとして、徳島市の損害賠償責任を認めました。

ただし、本組合の設立が認可された2014年8月以降に限定して不法行為の成立を認め、本組合設立以前の準備組合の段階の支出は、法的保護に値しないとして、不法行為の成立を否定しました。この点に対しては、法的には様々な批判があり得ますし、私も異論を持っていますが、いずれにしても、徳島判決は本事業に対する事例判断であった、不法行為の成立範囲を本組合の設立の認可以後に限定する結論を一般化することはできないと思われまます。

今回のような事案について、不法行為責任が認められるか否かの判断要素としては、以下の点がポイントになると考えます。

①政策変更の理由にやむを得ない事情があるか、②地方公共団体の当該再開発事業に対する関与・働きかけの内容・その度合い、③当該再開発事業の進行段階、④政策変更によって講じられた代償的措置の有無・内容、などです。特に、②に関しては、地方公共団体の担当者等がどのような場でのような働きかけをしたかを詳細に記録し、証拠化できるよう準備しておくことが肝要です。

地方公共団体との間では、事前に契約書を締結することができず、信頼関係のみで事業が進行していく場面も少なくないと思われまます。その信頼が裏切られた場合も想定し、その場合に生じ得るリスクを少しでも減らす対応策を検討しておく必要があると考えます。

（再開発の項 遠藤哲人）

# マンション改築要件緩和 増床特例 老朽放置に歯止め

国土交通省は、古くなったマンションの建て替え促進策を導入する。建物の階数を増やせる特例を受けやすくなり、管理組合が増床分を販売できるよすがとする。住民の合意を促したい考えだ。老朽マンションの増加に歯止めをかける狙いがあり、関係する省令・告示を年内に改正する。（関連記事11面）

## 国土交通省 年内に

マンションの建て替えに際し、階数を増やせるのは、1981年以前の旧耐震基準で建設された「耐震不足」の物件に限られている。国土交通省は省令・告示の改正により、「外壁の劣化」「防火体制の不足」「配管設備の劣化」「バリアフリー未対応」の4要件を新たに加え、いずれか一つに該当すれば容積率を緩和する特例を盛り込む方針だ。

国土交通省は老朽マンションの建て替えを促す	
耐震不足	1981年以前の旧耐震基準で建設 → 建て替え時に増床可能
外壁の劣化	ひび割れ、浮き、はがれが一定以上ある
防火体制の不足	非常用進入口がない
配管設備の劣化	天井裏の排水管の2か所以上で漏水
バリアフリー未対応	3階建て以上でエレベーターがない

今後、建て替え時に増床可能に

## トピックス⑧

『区画・再開発通信』No. 610 2020年10月

●徳島、権利変換計画認可せずの後 徳島市新町西地区の再開発は、首の皮一枚、権利変換計画認可がされなかつたことから中止となった。その後、再開発組合が徳島市長を相手取り損害賠償を求めた裁判があり、徳島市と再開発組合との間で損害賠償をめぐる訴訟が続いている。再開発組合は、ゼネコンが貸し込んだ6億円の借金を返せず、組合自体の解散もままならない状態だという。しかし権利変換計画がけつきよく認可されず、権利変換期日が到来せず、再開発自体の復活は困難となつていく。中止は既定路線だとのことだ。

これらはいずれも、建物の規模に応じ、1級建築士などの有資格者が調査、判断する。特例が適用されるメリットは大きい。どれだけ増床できるかはマンションの立地によるが、国土交通省による過去の実績ベースでは、2〜3割程度が認められてきた。10階建ての老朽マンションを、12、13階建てに建て替えることができれば、増えた分は、マンションの管理組合が不動産会社などに売却し、建て替え資金に充てることも想定されて

いる。国土交通省は、手元資金が十分ではない管理組合でも、建て替えを決断しやすくなるを見込む。住民は引き続き、建て替え後のマンションに住んだり、他人に貸したりできる。マンションの建て替えには、所有者の8割の合意が必要になる。費用負担がネックとなって合意に達することができず、老朽化が進むケースは全国で後を絶たない。放置されたままでは、壁面の崩落や腐食に伴う事故、治安悪化を招くといった事態が懸念される。国土交通省は新たな施策により「マンションの新陳代謝」（幹部）を進めたい考えだ。



### ＜ミニコラム＞ “ワクチン敗戦” 下の “ワクチン狂騒曲” の開演をどう考える？

1) ワクチン接種率No. 1の国はイスラエル。ガザ地区を巡るパレスチナとの軍事衝突は大変だが、すでにコロナには勝利した。コロナの爆発的拡大の中で“ロックダウン”を繰り返した西欧諸国も、感染者数世界一になった米国も、ワクチン接種が進む中で日常生活を取戻しつつあり、“集団免疫”獲得の日も近い。トランプ前大統領から“武漢ウイルス”と罵倒された中国は中国共産党独自の手法でコロナを克服し、今や“ワクチン外交”を展開中。それに対し、日本の接種率は2%で世界ワースト、断トツのビリ、だ。

2) 日本はGDPでは中国に追い越されたし、ジェンダーギャップ指数では120位の後進国だが、G7（主要先進7か国会議）のリーダー的立場ではなかったの？米国は既にワクチンが余ってきたのに、なぜ同盟国・日本にワクチンが少ないの？河野太郎新型コロナウィルスワクチン接種推進担当大臣はファイザー製ワクチンの（量的）確保はできたと胸を張ったが、いつまでに接種できるのか？かつて安倍総理は、国産の抗インフルエンザ薬「アピガン」が新型コロナウィルスにも有効だと胸を張り、昨年5月中の「承認」を目指すと表明したが、国産ワクチンはどうなっているの？

日本は1945年8/15の敗戦後、一貫して平和と安全そして経済成長を誇ってきたが、今や“ワクチン敗戦”は明らかだ。5/18付朝日新聞は、「国産ワクチン治験 アジアと共同方針」と報じたが、何を今さら！

3) ワクチン接種の優先順位は①医療従事者②65歳以上の高齢者③

基礎疾患を有する者・高齢者施設等の従事者④それ以外。コロナ解決の“切り札”がワクチンだということは、昨年4/7に最初の緊急事態宣言を発出した時点で周知の事実。それから1年。医療従事者への接種も完了しないまま、高齢者に対して、④4/12からは国が支給するファイザー製ワクチンを自治体毎に接種、⑤5/17からは自衛隊による東京・大阪の大規模会場での接種予約、が始まった。ワクチン接種の遅れが政権の危機・崩壊に直結すると危惧した菅首相は1日100万回の接種という大号令も発したが・・・。

4) ④の自治体毎の接種は、夜中から並んだ、ネット予約が困難等の不満や、余ったワクチンを首長が勝手に接種、スギ薬局の社長への予約枠の優先確保、等の問題点（掟破り？）が噴出！日本列島は、自粛要請破りの会食者探しの他、速さと公平さのどちらを優先させるの？等のバカげた議論がさまざまな“識者”を交えて花盛りになった。他方、⑤の方は、「苦しい時の自衛隊頼み」に野党が文句を言わないのはなぜ？という論点はともかく、東京は5万人の予約枠に4.4万人だったが、大阪では26分間で2万5千人の予約枠が終了した。大阪人特有の“いらち”はここでも顕著だ。

5) ベテラン事務員のパソコン能力のおかげで、私は5/24の予約にギリギリ成功したが、こんなことで一喜一憂すること自体がナンセンス！“ワクチン狂騒曲”が開演した今、私は“冷ややか”な気持ちで今後の“バカバカしい展開”を見守りながら“みじめな結末”にならないことを願っている。 2021年5月25日記

### ＜ミニコラム＞ ㈱グローバルダイニングのコロナ特措法違憲訴訟を考える

1) 3/22、飲食チェーン・㈱グローバルダイニング（GD）は、コロナ特措法に基づく時短要請に従わなかったとして施設使用制限命令を出した東京都に対し、1円×4日間×26店舗=104円の損害賠償を求めて、「コロナ禍、日本社会の理不尽を問う」、コロナ対策特措法違憲訴訟を提起した。本稿執筆時の5/21、東京・大阪等は3度目の緊急事態宣言下であり、埼玉・千葉等はまん延防止等重点措置の実施区域にあるが、それぞれの意義と効果、その違い等を正確に理解している人は少ないはず。緊急事態条項を定めることの是非はともかく、憲法上“私権制限”は難しいが、“公共の福祉”のためなら一定の制限は可能だ。すると、コロナ感染防止のための私権制限はOK？コトはそれほど単純でない中、改正特措法に緊急事態宣言下で時短要請に応じない場合の罰則や「まん防」等の制度が創設された。TVでは連日各界の専門家やお笑い芸人にその“論点”を語らせているが、そのレベルの低さは目を覆うばかりだ。

2) 最初の緊急事態宣言下、大幅に人流が抑制された昨年に比べ、今年のGWはイマイチ。日本国民の忍耐力もポチポチ限界に？生活必需品とはナニ？野球・相撲はOKなのになぜ映画はダメ？そんな議論はもとより、一貫して“狙い撃ち”されている飲食店への休業・時短要請の不合理性は明白。酒類の提供禁止は論外で、路上飲みの増大がオチだ。まともな

休業補償が出るなら夫婦二人の店は休業が得策。そんな声の一方、チェーン店の恨み節は？私ならそんなやり方に猛反発！営業を続けるぞ！

3) GDもそう考えたのだろう。5/18、時短要請に応じなかった23店舗に休業命令を下した東京都に対し、今回は処罰（最大30万円の過料）を覚悟の上で通常営業の継続を宣言！全対決の第2ラウンドが始まった。誤解を恐れずに言えば、外出自粛と人流抑制はあくまで要請。消毒・アクリル板・マスク等の感染防止対策の徹底が重要で、休業も時短も不要。酒類の提供禁止等の姑息な手段も無用。飲食店の倒産と失業者の増大という社会経済的損失の方が問題は大きい。そもそも、なぜ日本は“ワクチン敗戦国”になったの？「欲しがりません勝つまでは！」の復活も、「竹槍で突撃！」の命令もご免だ。欧米と2桁も違う、一日数千人の感染者に日本の医療はなぜ対応できないの？その問題点の究明が先だ。なぜその間に誰も切り込まないの？

4) 104円も、近く命じられる過料も少額だが、本訴訟が提起した論点は根源的。新選組まがいの都職員による見回り隊活動は一体ナニ？法律を改正し罰則を定めた以上違反は許さない、との考えもわかるが、東京都も日本国もコロナの根本問題の解決に精力を注入すべきだ。

2021年5月21日記

# 増殖する「選挙権威主義」

自民党総裁選やドイツ、カナダの総選挙など、この9月は政府のトップを決める選挙が相次いだ。日本では岸田文雄首相が誕生、ドイツではメルケル首相の政党が16年ぶりに第1党の座を降り、カナダでは辛くもトルドー首相の3期目続投が決まった。大方の予測はされていたもふたを開けてみるまで結果は分からない。自由な言論と健全な競争が選挙の前提なのだとしみじみと感じた。

長戸雅子

## 論多筆

というのも、これらとは無縁の「おかしな選挙」も同時期にあったからだ。代表格は、香港政府トップの行政長官を選ぶ権限を持つ「選挙委員会（定数1500人）」の委員選挙。定数の3分の1強は事実上の当局枠で、それ以外の職業分野を単位とした選出枠でも立候補者は当局の「資格審査委員会」で愛国者かどうか審査される。民主派は立候補すらできない。驚いたのは投票資格を持つ人の数だ。前回（2016年）の約25万人から8千人に激減していた。中国当局が意のままになる選挙制度を香港に押し付けた結果だ。

この直後のロシア下院選挙ではプーチン大統領の与

党が大勝したが、広範なばらまきと反対勢力への弾圧による演出された勝利だ。「民意」を問う手段として選挙を行いながらも自由な競争や競争、公正さを制度から奪っていき、権力維持に利用する。こうした「選挙権威主義」と定義される政体は、実は今の世界で一番多いのだという。

世界の民主主義について研究しているスウェーデンの独立機関「V-Dem」は、選挙や政治参加など5つの指標に基づいて各国・地域を、法の支配や三権分立が確立された「自由民主主義」、それよりは少し不完全な「選挙民主主義」、選挙権威主義」「権威主義」の4つに分類している。日本や米国、欧州の主要国は自由民主主義、ロシアは選挙権威主義、中国は権威主義だ。

最新の報告書によると、2020年時点で選挙権威主義は62カ国、世界全人口の43%を占め、権威主義国も含めれば87カ国、68%にも及ぶ。

選挙民主主義と選挙権威主義の違いは一見分かりにくい。V-Demによると、権威化への移行には、メディアと市民社会への弾圧▽社会の分断▽敵対者をおとしめて偽の情報流す▽選挙制度から自由な競争や公正さを奪っていく▽パートナーが共通するぞうだ。

報告書は、2010年時点で選挙民主主義国とされたハンガリーやトルコ、セルビア、インドなどが、10年後に選挙権威主義国に転じたと分析する。民主主義勢力が後退する潮目がちょうど10年ごろなのだ。

この年は中国がまさに世界第2位の経済大国に躍り出てきた年でもある。社会の活力をそぐ強権は貧困とワンセットのはずだったが、強権国家が経済発展を成し遂げたのだ。

かつて欧米は途上国へ経済支援を行う際、民主化を促したが、中国は支援する国の体制に口を出さず、権威主義を歓迎する。

V-Demのリンダバーグ代表はこの形勢を逆転させる妙案は、まだ見いだせないとして「民主主義国とその指導者がこの現状と傾向がどれほど苛烈なものであるかを認識し、何かで、何をすべきかという決定をともにしている」と訴える。次の10年、負けてならない。

(論説委員)



# 中国、住宅高騰抑える策

## 不動産税 景気失速リスクも

中国が日本の固定資産税にあたる「不動産税」の試験導入を決めた。来年ある中国共産党大会を前に、習近平国家主席は格差の是正と、中国恒大集団の経営危機に揺れる不動産市場の改革を成果にしたい考えとみられる。ただ不動産税への反対論は根強い。景気を冷や込ませるリスクもあり、習氏の手腕が問われる。

▼1面参照

といえそうだ。不動産市場を巡る多くの問題を解決できれば、政権はさらに盤石になる。

改革開放以降、不動産市場は右肩あがりが続き、「安全な投資先」として投機マネーが集中してきた。建てればもうかるとみて不動産各社は巨額の負債を抱えても開発に突き進んだ。

その結果、都市部ではマンションの平均価格が現地の平均年収の数十倍まで高騰し、庶民は手が届かない状況が生まれた。広がる格差を放置すれば、国民からの支持を失いかねない。

「共同富裕」を掲げる習指導部の、こうしたいびつな状況を解決する一手が、

不動産税だ。所有する不動産に税金がかかるようになれば市場での投機の過熱は抑えられ、投機が減ればマンション開発は落ち着き、結果として適正な価格に落ち着く。得た税金は格差是正のための政策の財源として回すことができる。

地方財政の健全化もめざす。国が所有する土地の使用権の売却で得た収入は、地方政府の財政収入となる。全国の地方政府の使用権売却収入だけで昨年は8兆4千億元（約150兆円）もあり、この収入に財源の半分を依存している地方政府もある。

地方政府が使用権を売るために開発が進み、不動産価格の高騰につながった。この指摘も出ていた。不動産税を地方政府の新たな財源とすれば、使用権の売却収入への依存を緩和できる。

リスクもある。不動産税の導入によって不動産を買い手がさらに減ってしまう。冷え込み始めている不動産市場がさらに落ち込む恐れはある。全国での本格導入にこぎ着けられない可能性もある。

（北京＝西山明宏）

### トピックス⑬

#### 中国の不動産税をめぐる経緯

- 1990年代 使用権を売買する形で個人の不動産取得が可能に
- 2011年 2軒目以降の住宅や高額の住宅を対象にした不動産税を上海と重慶で試験導入
- 12年 習近平指導部が発足
- 13年 共産党の中央委員会全体会議で不動産税の立法を急ぐ方針を決定
- 18年 全国人民代表大会の政府活動報告で「不動産税の立法を着実に推し進める」
- 21年 全人代の常務委員会が不動産税の一部地域での試験導入を決定

「不動産税の立法と改革、試験導入を積極的かつ着実に進めなければならぬ」と。中国共産党の理論誌「求是」によると、習氏は8月にあった党の会議でこう述べ、不動産税の導入に強い意欲を示していた。

中国が不動産税を導入するかどうかは長く注目されてきた。習指導部が発足した2012年以降も、党の重要会議や国会に当たる全国人民代表大会（全人代）などで言及されてきた。ただ、実現はしない、との見方が中国関係者の間にもあった。「党内には自分の不動産に課税されることを嫌う幹部は少なからぬ」からだ。

それでも習指導部が不動産税の試験導入、将来的な法律の制定にまで踏み込んでいるのは、政権基盤が安定していることへの自信の表れ



建設中のマンション  
＝9月、広東省仏山市

### トピックス⑭

裏切りと陰謀の  
中国共産党  
建党100年秘史

習近平  
父を破滅させた  
鄧小平への復讐  
遠藤誉

「鄧小平神話」を切り崩す！  
ついに爆発した  
習近平の国家戦略と  
野望の全解剖  
ビジネス社

### トピックス⑮

Chinese Communist Party  
100 Years of Dark History  
Seki Hei

虐殺・凌辱・陰謀・裏切り……  
本書を読めば、  
中国がやって  
いること、  
やること、  
している  
ことが  
すべてわかる！  
事実だけを  
完全書き下ろし

# 習氏、「歴史決議」で権威付け

## 長期政権の正当化狙う

### きょうから6中総会



習近平  
国家主席

【北京＝三坂聖平】中国共産党は、党の重要会議である第19期中央委員会第6回総会(6中総会)を11日に北京で開く。毛沢東、鄧小平の時代に続く「第3期の歴史決議」を採択する見通し。習近平総書記(国家主席)が来年度の党大会で、約百回入る長期政権の中、習氏の権威付けを図り、長期政権の正当性を示すことを狙う。

6中総会が開催されるのは、指導者が自らの政治路線を正当化して権力闘争に終止符を打ち、政治基礎を固める決議「中国共産党で、歴史決議は重要な意味がある」とされている。過去の決議は、現時点での歴史を振り返り、現在の党のあり方を示すもの。現在は、過去の歴史を振り返り、現在の党のあり方を示すもの。現在は、過去の歴史を振り返り、現在の党のあり方を示すもの。

中国共産党は、創設から100年の間に「歴史決議」を3回採択している。いずれも党指導者の下で過去の歴史について評価し、自らの政治路線の正しさを明確化させ、それにより権威を高める効果をもたせている。

### 政治路線を明確化、個人崇拜も

#### 中国共産党が過去に採択した歴史決議

毛沢東 1945年 若干の歴史問題に関する決議	鄧小平 1981年 建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議

毛沢東は「党、国家、人民に、建国以来最も深刻な挫折と損失をもたらした」と総括し、毛沢東には「功績第一、誤り第二」という評価を下す。鄧小平は「文化大革命を『党、国家、人民に、建国以来最も深刻な挫折と損失をもたらした』と総括し、毛沢東には「功績第一、誤り第二」という評価を下す。

### 毛沢東・鄧小平に続き3度目

その直後に開かれた党大会で、毛の路線は「毛沢東思想」として党規約に明記された。毛の絶対的な指導権を党内で確立したが、その後に個人崇拜が助長されることになったと指摘される。2回目の歴史決議は、鄧小平が主導した81年6月の「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」だ。49年の建国以来の歴史について総括したものが、最大の目的は、76年に死去した毛、そして毛が築いて中国全土を大躍進に陥れた「文化大革命(文革、66～76年)」に対する歴史的评价を行っていた。

# 強権解剖

中国共産党100年

## 第3部

## 欠陥

⑦

## 2035年を占う

### 習近平体制の主な出来事と目標

2012年11月	習近平が中国共産党総書記に就任
17年10月	「習近平思想」を党規約に明記
18年3月	連続2期10年までの国家主席の任期を撤廃
20年1月	当局が武漢市で新型コロナウイルスを確認と発表
21年7月	党創建100年
22年2月	北京冬季五輪
秋	第20回党大会
~27年	中国人民解放軍の「建軍100年奮闘目標」を実現
~35年	社会主義現代化を「基本的に」実現、「軍の現代化」を達成
~50年ごろ	中国を社会主義現代化「強国」に「世界一流の軍隊」を建設

2035年時点で中国は一体どのような国家になっているのだろうか。専門家の予測を基に占ってみる。

習氏は35年には82歳になるが、習氏が敬愛する建国の父、毛沢東も1976年に82歳で死去するまで最高指導者だった。

35年ごろの中国の政治状況について、加茂具樹慶応大教授は「量より質」を求め、新しい発展段階にあるとして、社会・経済格差の是正を目指す。

習氏は現在、かつて毛が提唱した「共同富裕」の旗を掲げ、一部に集中する富の再分配を目指し、大企業や富裕層に寄付などを求めている。歴史決議案の採択で権威を高めた後は、一連の政策を「強権体制」に導く必要があると見込まれる。



習近平  
国家主席

大教授(中国政治)「写真指す」共同富裕(共に豊か)は「中国共産党の1党支配を再び強調し始めた。さらに愛国主義を強め、不安定性を内包する現状と大差はない」とみる。共産党は1980年代以降、右肩上がりの経済成長を遂げ、台湾問題などで対外的に強い行動を取るのには「大国としての自信からではなく、一党支配の維持への不安感からで、35年の時点でもその不安感の解消されないだろう」と見通す。

習氏は、党が30年かけて確立した集団指導体制をわずか5年程度で集権体制に移行させた。危機対応には有効かもしれないが、経済成長への効果は疑問符が付く。加茂氏は「35年には『中国は21、22年ごろが一番、勢いがあった』と振り返っているかもしれない」と話した。

# 一党支配 不安定なまま

7面に続く

米国に匹敵する「強国」と「強軍」を50年(ごろ)までに建設することを目指す習氏がその前段として、「社会主義の現代化」を基本的

に実現し、「軍隊の現代

化」を達成する期限を35年に設定しているためだ。

習氏は現在、かつて毛が提唱した「共同富裕」の旗を掲げ、一部に集中する富の再分配を目指し、大企業や富裕層に寄付などを求めている。歴史決議案の採択で権威を高めた後は、一連の政策を「強権体制」に導く必要があると見込まれる。

習氏は現在、かつて毛が提唱した「共同富裕」の旗を掲げ、一部に集中する富の再分配を目指し、大企業や富裕層に寄付などを求めている。歴史決議案の採択で権威を高めた後は、一連の政策を「強権体制」に導く必要があると見込まれる。





とよなが・いくこ 専門は政治学。早稲田大学教授。著書に「新版 サッチャリズムの世紀」「新保守主義の作用」。

# 政治季評

豊永 郁子

習近平体制の本質

## 全体主義に回帰する中国

中国問題の本質は何か。米国のバイデン政権はロシアを先鋒を向け、「民主主義と専制主義」(オーストラリア)の戦いである。「民主主義と専制主義の戦い」と言われ、オーストラリアは一人支配の意のナリシヤ語を語源とし、プーチン氏のロシアと習近平氏の中国を「専制主義」に格付けした。他方の権威主義は、ロシアはともかく中国については考えを改めたい。

今や独裁の代名詞となった権威主義だが、体制概念としての歴史は浅く、1964年に政治学者のホアン・リンスが提唱したのが始まりである。当時、独裁といえど「トラウマ」スターリンの全体主義を意味したが、リンスは戦後も安定的に続いたスターリンの独裁を「権威主義」と見直し、これを「権威主義」と名づけた。

権威主義は次の4点で全体主義と異なる。①経済的・社会的な多元主義が、さらに限定された政治的多元主義が存在する(反対勢力が存在し得る)。②体系的で精緻なイデオロギーはないが、ある種の保守的な心理的傾向が支配する。③リーダーの権力は、明確に定義はされていないが予測可能な一定の範囲内で行使される。④政治的動員は弱く、政治的熱意が広く見られる。

右に照らせば、今日の習氏の体制は権威主義ではあり得ない。批判勢力は「一掃」され、起業家も文化人も市民団体も統制され、個々の市民も監視や動員を受け、中国と習氏の偉大さを讃へ、イデオロギーも誕生した。諸々のルールを吹き飛ばして自らの国家主席としての任期制限を撤廃した習氏は絶対的リーダーに見え、バイデン政権が対峙しているのは全体主義中国ではないのか。

これまで中国は「権威主義体制」と見られてきた。とくに1980年代、「民主化」を代替するような効果をもつ「制度化」が図られ、共産党による独裁体制の安定性・合理性・正統性を確立したと考えられていた。国家指導部の権力承継ルールの確立、能力主義による幹部登用の始まり、国家幹部の分業化と専門化、職務制度や行動規範としての規範化といった民主制の要素の取り入れが行われていた。2000年代には、私企業の経営者や弁護士などの知識階級が認められ、新しい社会勢力の体制への包摂も進んだ。1980年代には「権威主義体制」から「権威主義体制」へと変化した。

その特徴は、①政治的多元主義は存在しない(一党独裁が続く)が、社会・経済の一部に多元主義が現れ、体制内の分業化と専門化による多元主義が見られる。②イデオロギーは形骸化するが、忠誠の対象であり続ける。③指導者たちは再び絶対的な独裁者が登場することを恐れ、相互に牽制しあいルールを踏破させずに従う。④熱狂を伴った動員は無いが、社会を統制する手段は国家の手に残っている。なるほど、中国を「権威主義体制」としての理由は権威主義の「権威」ではなく、ポスト全体主義体制が全体主義の残した党組織や治安機関、国有企業などを用いて社会を統制していたからだと考える。そうかもしれない。

中国のポスト全体主義体制は毛の死後、成立したと考えられる。それは毛の全体主義体制へのブレインリーダーであったが、結局、習氏という独裁者の登場を防げなかった。そして新しい独裁者は、ポスト全体主義体制を温存した全体主義体制の統制手段を最大限に用いることになり、たがって全体主義を復活させたのである。ポスト全体主義体制は権威主義体制の再帰である。中国は再び権威主義体制へと回帰している。このため、全体主義体制は再び権威主義体制へと回帰している。このため、全体主義体制は再び権威主義体制へと回帰している。

◆政治、経済などテーマごとの「季評」を随時、掲載します。豊永さんの次回は11月の予定です。

中国共産党は1月に開く第19期中央委員会第6回全体会議(6中全会)で、建政以来100年の歴史を総括する歴史決議を採択すると決めた。毛沢東、鄧小平の時代に続く習近平(シ・ジンピ)の歴史決議は「歴史決議」の権威を高める。3つのポイントから読み解く。

(1) 歴史決議とは何か  
この決議は中国共産党にとって極めて重い意味を持つ。一義的には過去の歴史を整理し、今後の方針を示す目的だが、現実には権力闘争と混乱に終止符を打ち、指導者の核心的地位を確立する役割を果たしてきた。1945年に採られた第1の歴史決議は、毛が

### 中国共産党「第3の歴史決議」

## 習氏、毛沢東と同列狙う

対立派の職責を仕掛けた「整風運動」の最終点となった。当時、共産党には有力な古参幹部も多く、毛は絶対的な主導権を掌握していたわけではなかった。



整風運動で主要幹部らは過去の誤りを追及され、激しい自己批判と他人の告発を強制された。その結果となった「草莽の歴史問題に関する決議」を通じ、毛以外の有力幹部による過去の劣方針は「誤った政治路線」と位置付けられ、毛は独裁的地位を確立した。第2の決議は「建政以来の党の歴史上の歴史問題に関する決議」は89年、文化大革命後の混乱を收拾するため、文革における毛の誤りを明確に認めた。一方で、功績は「晩年の過ちと区別すべきだ」として毛沢東思想を可敬なマルクス主義と並ぶ

の指摘もある。具体的内容は明らかではないが、党の歴史問題に関する重点は、習氏の政治路線と「中華民族の偉大な復興と中国の夢の実現」という新たな歴史的使命の確立。過去の決議は前時代の否定に意味があった。習氏は今回、過去を否定したり文化大革命や大躍進事件の評価を委ねたりするリスクはあえて買わず、毛、鄧、江沢民(シ・ジャクミン)元国家主席、胡錦濤(フー・ジンタオ)前国家主席をなだめ、習政権の成果を誇るという見方が多い。習氏は21の100年を振り返り、江沢民一派に

これにより習氏は来年秋の共産党大会で異例の最高責任を確保する可能性が高い。歴史を手段に権力を固める方式は毛譲りといえる。一方、毛と鄧の歴史決議には大きな違いもある。毛は決議を機に独裁を確立したが、鄧は文革を歴史的遺産として認め、個人の崇拜も禁ずると明記し、集団指導体制を確立した。毛路線を継ぐ習氏は鄧が残した歴史の教訓を再び読み替える可能性がある。共産党の歴史決議は中国の権力構造を変えたばかりでなく、世界にも大きな影響を及ぼしてきた。習氏が紡ぐ新たな歴史の出るだろうか。(中国総局長 桃井裕理)



# 中国、国家統制強まる

中国の習近平（シー・ジンピン）指導部が社会や思想への統制を強めている。経営者批判に加え、芸能や教育など若者の思想形成に影響を持つ分野への介入が相次ぎ、中国は「文化大革命」（3面きょうのことば）の様相も帯びる。米国に迫る経済大国となった中国が内向きに転じれば世界も無難ではいられない。

4日、中国のSNS交「理性的なスター」追従行為（流サイト）「微博」が「断固反対し厳正に処理」な声明を出した。「非する」。同日、あるアイ

習近平氏は鄧小平路線との違いを鮮明にしている

中国の夢	目標	改革開放
戦狼外交	外交政策	船光義勇（とうこうようかい）
権力集中	統治手法	集団指導体制
共同富裕	経済政策	先富論

※「才能を懸して、内に力を蓄える」の意味

## 小中高で習思想／企業家・芸能界締め付け

### よぎる「文革」の記憶

ドルの誕生日を祝うファンクラブが飛行機の外観を飾るといった派手な行動で注目を集めていた。折しも中国はファンクラブの資金集めなどに対する規制を出したばかり。背景には熱狂的にアイドルを崇拜し、共産党の思想に沿わない集団を生むことへの懸念がある。微博はファンクラブ中心人物のアカウント利用を60日間停止し、党の意向に迅速に対応した。8月下旬には複数の著名芸能人が脱税などを理由に罰せられたり失職したりした。党中央宣伝部は9月2日、芸能人や企業を党が厳しく管理し思想教育を強化すると通知した。中国の芸能界は今後、メディアと並び名実ともに「党の舌（党の宣伝機関）」となる。

文化を通じた社会統制は1960、70年代の文

革をほうふつとさせる。毛沢東に扇動された若者らが指導者や知識人を攻撃した。文革10年間のうち3年でマイナス成長となるなど経済は壊滅的打撃を受けた。その後、指導者となった鄧小平は経済再建へ改革開放を始めた。もともと中国が「富める人らをたたく」発想で先祖返りするならば、経済成長は止まり、習指導部にも負の影響が及ぶ。それでも統制強化は止まらない。

8月末、評論家の李光瀋氏の論文が注目を集めた。芸能界やIT業界への介入を「重大な変革または革命」と賛美する内容だ。異例だったのは個人の論文を党傘下の代表的メディアがそっくり転載したこと。京劇を批評する記事が号砲となった。文革を想起させた。教育も統制が進む。9月の新学期からは小中高で「習近平思想」が必修化された。道徳の授業で学ぶ学生読本には習氏の地位の重要性や「習氏の金言」が並び、個人の名を冠した思想教育は個人崇拝と隣り合わせだ。毛沢東に権力が集中しすぎたゆえに招いた文革の再来が恐ろしい。共産党関係者は首を垂める。

企業家への締め付けも続く。8月下旬の微博では突然アリババ集団の話が盛り上がった。その頃「粛清」された芸能人にアリババ創業者の馬雲（ジャック・マー）氏と関係が近い著名人が複数含まれ「マー氏の立場も危うい」との受け止めが広がったためだ。グループのスマホ決済アプリ「支付宝（アリペイ）」から「お金を引き出しておくべきかどうか」

か」。サービス継続を危あつた。今回もそうした側面は否定できない。IT企業の経営者らは江沢民（ジャン・ズォーミン）元国家主席と関係がある。芸能界は江氏側近の曾慶紅元国家副主席一族が強い影響力を持つ。「文革2.0」がもたらす原動力が恐怖と不信に変われば中国のインベシ

ョンも止まりかねない。内向き中国は世界のリスクでもある。文章は毛が政敵を追い落すと政治闘争に主眼が羽田野主（中国総局 桃井裕理）

## トピックス②①

日本経済新聞  
2021（令和3）年9月8日

# 習氏の権威付け 加速

## 歴史決議 毛沢東・鄧小平に続き

中国の習近平政権が、11月の共産党第19期中央委員会（6中総会）で、党創設以来の100年を総括する新たな「歴史決議」を採択する見通しとなった。習書記は慣例を覆す形となる。自ら政権3期目入りに向け、毛沢東や鄧小平と肩を並べるような党内の権威付けを急いでいる。

（中国総局 比嘉清太、本文記事2面）

国営新華社通信による、習氏が18日に主宰した党政治局会議と別の会議で、出席者らから中総会の審議される新たな歴史決議の草稿（「歴史を」）全面的に総括している」と賛意を示した。出席者には党外の組織幹部らも含まれており、採択に向けて幅広い支持を得ているとの演出とみられる。



習近平国家主席（ロイター）

北京市内の書店に置かれた、習近平国家主席の思想が書かれた書籍（18日）＝片岡航希撮影

党関係者は、6中総会で「習氏の3期目政権を求める意見が、党高官から出るのではないか」との見方を示した。来年の党大会に向けて早々と既定路線が引かれる可能性もありそうだ。過去2度のうち、1994年5月の歴史決議は、毛のライバルだった指導者の政治路線を批判し、毛の全党を指導する地位の確立につながった。鄧が主導した81年

の決議は毛が発動した文化大革命（66～76年）などの否定に踏み込んだこと、鄧の指導的地位を確かなものとした。新決議は、文革や民主化運動を武力弾圧した天安門事件（89年）など負の歴史の全面的総括や見直しには踏み込まない見通しだ。建はいえ、3期続けて党の最

## 民間フェリーで部隊輸送 兵員や戦車 中国軍が訓練

現地報道

【北京＝大木聖馬】中国共産党機関紙傘下の環球時報（英語版）は18日、中国軍が民間の大型フェリーを利用して大量の兵員や戦車など軍用車両を海上輸送する訓練を実施したと伝えた。台湾有事の際に不足する揚陸艦を民間船舶の徴用で補うに投入できる態勢の整備を進めている可能性がある。

中国国営中央テレビも訓練を伝えた。北京に司令部を置く中部戦区に所属する陸軍機動部隊「第81集

団軍」が、排水量4万5000トンのフェリーを使って1000人以上の戦車や歩兵戦闘車など数百台の軍用車両を載せて14日夜に出港し、15日午前1000キロ、以上離れた港に到着したとしている。

中国軍は揚陸艦の数が限られていることから、大型の民間船舶を利用し多数の軍用車両を輸送する訓練を進めている。同紙は将来の戦場で部隊の輸送効率を高める目的がある」との

## トピックス②①

読売新聞 2021（令和3）年10月19日

### ●習近平氏の権威や権力の強化に向けた主な動き

- 2016年10月 共産党内で別格の地位であることを示す「核心」に位置付けられる
- 17年10月 習氏の指導思想が、党の最高規則である党規約に盛り込まれる
- 18年3月 国家主席の再任制限を撤廃
- 21年7月 党創設100年の祝賀式典で、「小康社会」の全面的実現を宣言
- 8月 「共同富裕」の実現に強い意欲を示す演説
- 9月 小中高校で習氏の指導思想学ぶ授業が必修化
- 11月 新たな「歴史決議」を党の重要会議で審議



北京市内の書店に置かれた、習近平国家主席の思想が書かれた書籍（18日）＝片岡航希撮影

【北京＝大木聖馬】中国共産党機関紙傘下の環球時報（英語版）は18日、中国軍が民間の大型フェリーを利用して大量の兵員や戦車など軍用車両を海上輸送する訓練を実施したと伝えた。台湾有事の際に不足する揚陸艦を民間船舶の徴用で補うに投入できる態勢の整備を進めている可能性がある。

中国国営中央テレビも訓練を伝えた。北京に司令部を置く中部戦区に所属する陸軍機動部隊「第81集団軍」が、排水量4万5000トンのフェリーを使って1000人以上の戦車や歩兵戦闘車など数百台の軍用車両を載せて14日夜に出港し、15日午前1000キロ、以上離れた港に到着したとしている。

中国軍は揚陸艦の数が限られていることから、大型の民間船舶を利用し多数の軍用車両を輸送する訓練を進めている。同紙は将来の戦場で部隊の輸送効率を高める目的がある」との



中国の極超音速弾道ミサイル DF-17 2017=2019年10月



# 中国は「技術試験」

軍事バランスを一変させる可能性のある「ゲームチェンジャー」と言われる極超音速（ハイパーソニック）兵器。米軍制服組トップが中国の兵器実験を認め、危機感をあらわにした。軍拡競争の過熱を懸念する見方も出ている。  
（北京＝専任記者、ワシントン＝田村耕司）▼一面参照

米軍制服組トップのミリー統合参謀本部議長が27日の米ブルームバーグのテレビ番組のインタビューで中国の極超音速兵器開発について、半世紀以上前に旧ソ連に人工衛星打ち上げで先を越されたことを引き合いに出した。その背景には、中国側が極超音速兵器などの軍事技術を驚異的なスピードで進歩させているという米側側の危機感がある。

# 「ゲームチェンジャー」脅威 世界中が射程か 極超音速兵器 世界中が射程か

中国は長年にわたって極超音速兵器の開発を進めてきた。2019年の軍事パレードでは極超音速滑空ミサイル「DF（東風）17」を披露している。ただ、DF17の射程は2千キロ程度とされ、米領グアムにも到達しない。

今回、軍事専門家らを驚かせたのは、飛行体がほぼ地球を一周したという情報だ。兵器開発だったとされることになる。長距離飛行を可能にするのは部分軌道爆撃システム（FOBS）と呼ばれる技術で、衛星軌道上にミサイルを周回させる。旧ソ連が1960年代に着手したが、歯止めのない軍事競争を恐れた米ソが開発を見合わせた経緯がある。FOBSと極超音速を兼ねる兵器が実用化すれば「迎撃はほぼ不可能」（北京の軍事筋）とみられる。

中国側は兵器実験ではなく「宇宙船の再利用可能技術を検証する試験」との主張を繰り返している。外務省の汪文斌副報道局長は28日の定例会見でも「米国こそが世界の脅威ではないか。中国の国防建設を客観的にみるべきだ」と反論した。

中国は、核ミサイルの頭数は米の1割にも満たない状況ながら、「ミサイル開発はさらに強化する必要がある」との考えを強調している。中国軍事筋は「極超音速兵器も、そもそもは米ソが競ってきた技術だ。中国に防衛以外の目的はなく、米国にとにかく言われる筋合いはない」と強調する。今回の実験は、標的から

# 巨額投資で追う米国

極超音速兵器が「ゲームチェンジャー」と言われるのは、弾道ミサイル以上に迎撃が極めて難しい点にある。極超音速兵器は、音速の5倍（マッハ5）以上で飛び、操縦可能だ。高く打ち上げられた後に重力に引っ張られて弾道軌道を描いて落下し、標的に着弾する弾道ミサイルとは仕組みは異なり、水平に飛んで標的に着弾する。高度100キロ以下の大気圏内を飛ぶため、地上レーダーでは着弾直前まで動きを捕捉できなかった。

極超音速兵器をめぐっては米中ロ3カ国を中心に開発競争が繰り広げられているが、中ロが先行。2019年中ロの極超音速兵器は核弾頭が搭載可能だ。中ロ両国で極超音速兵器の開発が進めば、米国が優位に立つ3カ国の核のハワーパーンチも変わる恐れもある。中ロを追う米国は18年の

約40キロ外れて着弾したとき、中国の軍事専門家は「仮にミサイル実験だったとしても、開発は初期段階。米国が驚き立てるレベルではない」と分析する。

国家防衛戦略で、極超音速兵器で「米国は」未来の戦争を戦い、勝利することができると規定。米国防総省は22会計年度（21年10月～22年9月）では、前年から6億ドル（6800億円）の予算を要求した。一方、中国の今年の国防予算は1兆6555億4300万元（約24兆円）だが、細かい内訳は明らかにされていない。米戦略国際問題研究所（CSIS）のトーマス・カラコ上級研究員は「中国は何らの自己規制なしに広範な領域でミサイル攻撃能力を開発させている」と指摘する。そうした中で懸念されているのが、軍拡競争だ。極超音速兵器は、本格的な軍縮対象になっていない。米議会調査局（CRS）は報告書で「米国は極超音速兵器拡散のリスクを緩和する措置を取るべきだ」という意見も紹介している。

## 大阪都市計画局の事務概要

### 府市共同事務

- まちづくりに係る企画、調整及び推進に関すること（ランドデザイン など）
- 広域的な拠点開発に係る企画、調整及び推進に関すること
- ワンストップ窓口に関すること
- 都市計画の事前調整に関すること

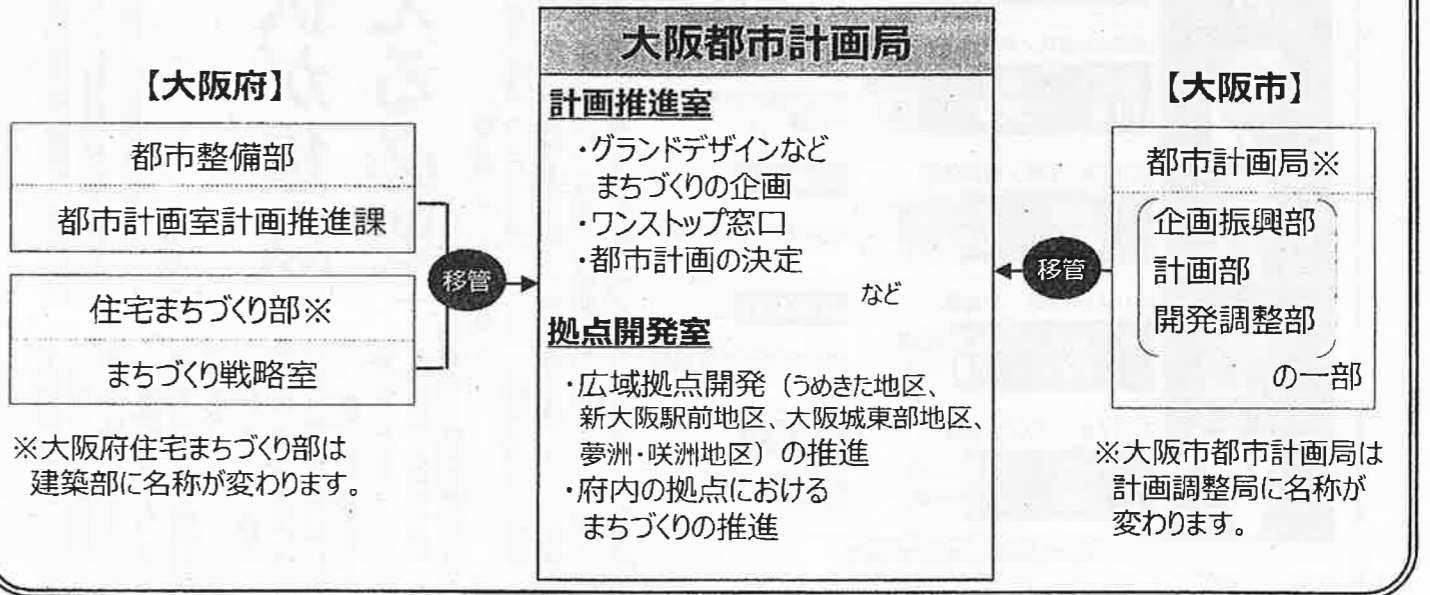
### 府事務

- 都市計画（市からの事務委託含む）に関すること など
- 戦略的な拠点開発の企画、調整及び推進に関すること など

### 市事務

- 広域的な拠点開発事業に関すること

## 組織体制



# 与野党 臨戦態勢

## 衆院解散 総選挙へ

14日午後の衆院解散を受け、与野党は次期衆院選へ臨戦態勢に入った。岸田文雄首相(自民)

### 自民・甘利氏「政権選択が焦点」 立民・枝野氏「政治変える必要」

次期衆院選は4日に就任した首相にとって初めての大型の国政選挙となる。首相は「国民の信任を得て、総合的に大きな

「立民は共産党と候補者を一本化して戦う。自由民主主義の思想のもとに運営される政権と、共産主義が入ってくる政権のどちらを選ぶか」という

記者団に語った。同党は午後、衆院選の第1次公認の計295人(小選挙区271人、比例代表24人)に公認証を交付する。

#### 現行制度下の衆院選

主要政党の獲得議席(投票日/解散時の首相)

選挙結果	与党勝利	野党勝利	政権交代
1996年10月/橋本龍太郎	自民 239 新進 156 その他 105	自民は過半数届かず。社民、さきがけ両党と連立維持	
2000年6月/森喜朗	自民 233 民主 127 その他 120	自民は公明、保守とあわせ過半数維持	
2003年11月/小泉純一郎	自民 237 民主 177 その他 66	自民、公明、保守新が絶対安定多数	
2005年9月/小泉純一郎	自民 296 民主 113 その他 71	自公が3分の2を獲得	
2009年8月/麻生太郎	自民 119 民主 308 その他 53	民主が過去最多議席で圧勝	政権交代
2012年12月/野田佳彦	自民 294 民主 57 その他 129	自公が3分の2を獲得	政権交代
2014年12月/安倍晋三	自民 291 民主 73 その他 111	自公が3分の2を維持	与党勝利
2017年10月/安倍晋三	自民 284 立民 55 その他 126	自公が3分の2を再び維持	与党勝利

(注)敬称略。議席数は追加公認を含む

国民民主党は玉木雄一郎代表が記者会見し、追加の公約を説明する。

日本維新の会は都内で演説会を開く。同党の地盤は近畿だ。今回の衆院選で首都圏での候補擁立を広げる。立民中心の野党共闘とは一線を画し、支持拡大を狙う。

第49回衆院選は1日未明に全465議席の当選者が確定した。自民党は追加公認2人を含め過半数(233)を占め、国会運営を主導できる絶対安定多数(261)に単独で達した。3増した公明党の32議席を合わせ与党で293議席を確保した。

つたが、多くの接戦区で立憲民主、共産両党などの野党統一候補に競り勝ち、公示前(276)から15減にとどまった。

れいわ新選組は公示前の1から3に伸ばした。比例東海で1議席を獲得する票を得たが、選挙区との重複立候補者の復活当選に関する公選法の規定により次回の公明に議席が回り、本来獲得できる議席を逃した。社民党は1を維持。「NHKと裁判している党弁護士法72条違反で」(公示前1)は議席を得られなかった。

# 自民261 絶対安定多数 議席確定 立民96、維新41



獲得議席数  
定数 465  
過半数 233

# 293 与党

#### 衆院の新勢力

定数 465 | 残議席数 0  
過半数 233

# 野党 162



自民	261	公明	32	その他	0	無所属	10	N党	0	社民	1	れいわ	3	国民	11	維新	41	共産	10	立民	96
増減	-15	3	-1	-1	-1	0	2	3	30	-2	-14										

(公示前議席は定数465で欠員4、増減は公示前議席との比較)